

令和2年12月八峰町議会定例会会議録（第1日）

令和2年12月16日（水曜日）

議事日程第1号

令和2年12月16日（水曜日）午前10時開会

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 諸般の報告
- 第4 議案第77号 八峰町議会議員及び八峰町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例制定について
- 第5 議案第78号 八峰町長の専決処分の指定に関する条例制定について
- 第6 議案第79号 八峰町コミュニティセンター条例の一部を改正する条例制定について
- 第7 議案第80号 八峰町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について
- 第8 議案第81号 八峰町立幼保連携型認定こども園条例の一部を改正する条例制定について
- 第9 議案第82号 八峰町農林水産物処理加工施設条例を廃止する条例制定について
- 第10 議案第83号 秋田県市町村総合事務組合理約の一部変更について
- 第11 議案第84号 八峰町過疎地域自立促進計画の一部変更について
- 第12 議案第85号 物品の取得について
- 第13 議案第86号 物品の取得について
- 第14 議案第87号 公の施設の指定管理者の指定について
- 第15 議案第88号 損害賠償の和解について
- 第16 議案第89号 損害賠償の和解について
- 第17 議案第90号 令和2年度八峰町一般会計補正予算（第5号）
- 第18 議案第91号 令和2年度八峰町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）
- 第19 議案第92号 令和2年度八峰町介護保険事業勘定特別会計補正予算（第3号）
- 第20 議案第93号 令和2年度八峰町営診療所特別会計補正予算（第3号）

- 第21 議案第94号 令和2年度八峰町簡易水道事業会計補正予算（第1号）
- 第22 議案第95号 令和2年度八峰町下水道事業会計補正予算（第1号）
- 第23 陳情第8号 安全・安心の医療・介護の実現と、国民のいのちと健康を守るため、国に意見書提出を求める陳情
- 第24 陳情第9号 75歳以上医療費窓口負担2割化の中止を求める国への意見書提出の陳情
- 第25 陳情第10号 「新型コロナ対策を強化し、安心して介護を継続できるようにするために介護施策の改善を国に求める」意見書提出の陳情
- 第26 陳情第11号 「新型コロナウイルス感染症を教訓に感染症対策を含めた地域医療構想に見直しすること」を国に求める意見書提出の陳情

出席議員（12人）

1番 水木 壽保	2番 山本 優人	3番 奈良 聡子
4番 腰山 良悦	5番 須藤 正人	6番 芹田 正嗣
7番 見上 政子	8番 菊地 薫	9番 笠原 吉範
10番 芦崎 達美	11番 皆川 鉄也	12番 門脇 直樹

欠席議員（0人）

説明のため出席した者

町 長	森田 新一郎	副 町 長	日 沼 一 之
教 育 長	川 尻 茂 樹	総 務 課 長	和 平 勇 人
税務会計課長	今 井 利 宏	企画財政課長	高 杉 泰 治
福祉保健課長	堀 江 広 智	教 育 次 長	山 本 節 雄
産業振興課長	成 田 拓 也	農林振興課長	浅 田 善 孝
建 設 課 長	石 嶋 勝比古	農業委員会事務局長	工 藤 善 美
生涯学習課長	山 本 望	学校給食センター所長	田 村 高 夫
あきた白神体験センター所長	山 内 章	防災まちづくり室長	内 山 直 光
新型コロナウイルス対策室長	石 上 義 久	八森子ども園長	大 坂 江利子
峰浜ボンボコ子ども園長	秋 田 裕紀子		

議会事務局職員出席者

議会事務局長 佐々木 高 書 記 船 山 厚 子

午前10時00分 開 会

○議長（門脇直樹君） おはようございます。

これより令和2年12月八峰町議会定例会を開会します。

ただいまの出席議員数は12名です。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、八峰町議会会議規則第124条の規定により、9番笠原吉範君、10番芦崎達美君、11番皆川鉄也君の3名を指名します。

日程第2、会期の決定を議題とします。

会期等につきましては、議会運営委員会に諮問し意見を求めておりますので、その結果を議会運営委員会委員長よりご報告願います。芹田議会運営委員会委員長。

○議会運営委員会委員長（芹田正嗣君） おはようございます。議会運営委員会委員長の芹田でございます。

ご報告申し上げます。

当委員会では、去る12月8日、議会運営委員会を開催し、11月10日付けで議長から諮問のあった令和2年12月八峰町議会定例会の議事日程等、議会運営に関する事項について協議いたしました。

その結果、本定例会の会期については、本日から18日までの3日間とし、日程等については、皆さんにお配りした日割表及び議事日程表のとおり決定いたしました。

なお、本議会上程の陳情について、会期中に審査され報告となる場合は、改めて議会運営委員会を開催し、議事日程等について協議することに決定いたしましたので、ご報告いたします。

○議長（門脇直樹君） お諮りします。本定例会の会期は、ただいまの議会運営委員会委員長の報告のとおり、本日から18日までの3日間としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は、本日から

18日までの3日間に決定しました。

日程第3、諸般の報告を行います。

議長報告につきましては、別紙報告書のとおりでありますので朗読は省略させていただきます。

森田町長より発言を求められておりますので、今議会提出議案の提案と併せて報告願います。森田町長。

○町長（森田新一郎君） おはようございます。

本日、令和2年12月定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様にはご多忙の中ご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

提出諸議案の説明に先立ち、9月定例会以降の町政及び諸般の動きについて、その大要をご報告申し上げます。

はじめに、秋の火災予防運動について申し上げます。

11月1日午前7時から、石川地区において消防総合訓練を実施し、今年は新型コロナウイルス感染防止の観点から住民の参加を求めないこととし、消防団による火災防ぎょ訓練を行いました。今回の訓練は、11月に入り好天が続き乾燥注意報が継続的に発令される中、石川地区で建物火災が発生し、延焼の可能性があるとの想定で行われ、周辺の第5、第6、第7、第8分団がいち早く駆け付け、水利から火災現場まで距離が離れていることを踏まえて、団員同士が素早くホースを連結させて放水するポンプ連結操作の訓練を行いました。

ご協力いただいた各消防分団員、消防署、交通指導隊など関係者の皆様には心から感謝を申し上げますとともに、これから暖房機器等の取り扱いが増える季節を迎えることから、住民の皆様と一体となって火災予防運動を展開し、無火災を目指してまいります。

次に、「新型コロナウイルス感染症」について申し上げます。

世界においては現在も急速に感染が拡大中であり、12月13日現在、感染者数は7,000万人以上、死者数は160万人以上となっており、感染者数は毎日約65万人、死者数は毎日約1万人増えています。

我が国においては、11月下旬から1日の感染者数が2,500人を超える日がたびたび現れるなど、急激に感染が拡大し、「第3波」が到来していると認識しています。八峰町におきましては、感染拡大の動向や国や秋田県の動きを見据えながら、節目節目に「新型コロナウイルス対策本部会議」を開催し、町民への感染リスクをできるだけ少なくする

ことを第一に対応してまいりました。

現在、国や県は、新型コロナウイルスと共存しながら経済活動を推進する政策を進めており、また、町内において大きなダメージを受けた観光宿泊業等が、国の「Go To Travel」や「県のプレミアム宿泊券や飲食券」、町の「宿泊助成」などにより持ち直しの動きを見せているところですが、町として町民に対しましては、年末年始を迎えるに当たって帰省や感染拡大地域との往来には最大限の注意をお願いするとともに、「マスク着用」「三密の回避」「人と人との距離」「手洗い」など感染防止対策の基本を守っていただくよう、町の広報等を通じてお願いしてまいります。役場職員には、役場職員関係者からは町民へ感染させないという強い考え方に立って、やむを得ない理由で感染が拡大している首都圏等へ行った際の現地でのより慎重な行動、移動届の提出及び感染防止対策の徹底などを申し合わせております。

八峰町ではまだ一人の感染者も出ていないということは、町民の皆様の真面目な取り組みの成果であると感謝していますが、経済対策の推進による人の移動が多くなっている最中でありますので、感染者数がいまだゼロという本町であっても何が起きても不思議でない状況にあります。町民の皆様とともに感染予防対策を徹底しながら、引き続き一人の感染者も出さないよう全力で取り組んでまいります。

次に、「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」について申し上げます。

「事業継続臨時交付金」については、建設・建築業35件、漁業33件、サービス業31件、産直施設23件、飲食・小売・食品製造等39件、農林業・製造業を含むその他事業32件、延べ193件の個人・事業所に対し、総額3,780万円を支援いたしました。また、「雇用維持臨時給付金」については、11月末時点において4法人事業所に259万円を助成し、町内在住者の雇用の維持を支援しております。さらに「宿泊施設感染予防対策事業」については、町内9カ所の施設に総額225万円を助成し、宿泊されるお客様に対する感染予防対策に万全を期していただくようお願いいたしました。また、東北4県の宿泊者を対象とした「宿泊助成事業」については、11月末時点において8カ所の宿泊施設に延べ1,043人の利用があり、518万8,000円を助成しております。町民に配布した無料の入浴クーポン券については、11月末時点において、延べ1,690人の利用となっており、好調に推移しています。

しかしながら、新型コロナウイルスへの感染拡大が今なお続いており、第1波よりもはるかに高い第2波よりもさらに高い第3波が到来し、特に、現在の支援対象から外れ

ている様々な分野の個人事業所等への影響が出てきておりますので、6月補正予算に計上し実施した「事業継続臨時交付金」の支給基準を一部見直ししながら、現在の「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」の中で、「第2次事業継続臨時交付金」として対応していくことを検討しております。

なお、小・中学校や役場庁舎などへの非接触型検温システムの導入を図ったほか、段ボールベッドや感染予防保護テントなど、避難時に必要となる物品の備蓄等についても順調に進んでおります。

次に、中浜地区中心地整備事業について申し上げます。

まず、先の9月定例会で中間報告したアンケート調査の最終結果を報告します。

対象とした20歳から40歳の住民899名のうち、52.9%にあたる476名から回答をいただきました。「津波の浸水が想定されるような地域には住みたくない」と答えた方が272名、57.1%、「津波の浸水が想定されるような地域であっても避難対策がとられていれば住んでもいい」と答えた方が133名、27.9%となりました。地区別に見ますと、峰浜地区では、「住みたくない」が176名、66.4%、「住んでもいい」が47名、17.7%となり、八森地区では、「住みたくない」が96名、45.5%、「住んでもいい」が86名、40.8%となりました。

今回のアンケート調査は、津波リスクに対する若者の意識を知りたいということで実施しましたが、若者全体では津波リスクについて敏感に感じている方々が多くおり、地区別に見ると、津波リスクのエリアが少ない峰浜地区で「住みたくない」が圧倒的に多く、津波リスクのエリアが多い八森地区では「住んでもいい」が峰浜地区の2倍以上となっていることが分かりました。

中浜地区中心地整備事業については、これまでの議会における一般質問に対する意見交換やこのたびのアンケート調査、さらには先般作成した町が所有する遊休施設等に関する基本的な考え方を定めた「八峰町公有財産利活用基本方針」などを総合的に勘案しながら熟慮してまいりました。その結果、津波リスクへの備えに十分配慮しながら、一定の規模があり、また子育て環境に恵まれ、定住移住に繋がりやすい遊休地である旧八森町役場跡地の有効活用、私が進める政策のメリハリをつけるための3本の柱の1つである「若い大人を増やす」取り組み、高齢化が進んでいる中浜地域の活性化などの観点から、今年2月5日の町議会全員協議会で説明した内容を一部見直しした内容で、令和3年度当初予算に提案することを決断いたしましたので、ご報告申し上げます。

次に、「町内巡回バス」の利用状況について申し上げます。

10月8日に第2回八峰町公共交通会議を開催し、公共交通アンケートの結果を報告するとともに、巡回バス試行運行計画（案）を説明いたしました。バス事業者や住民及び利用者代表をはじめ、秋田運輸支局、能代河川国道事務所、山本地域振興局、能代警察署、秋田県交通政策課の方々から様々な意見が出されましたが、いずれも試行運転は大事ということとなり、11月2日から12月25日まで、土・日、祝日を除く平日に6ルートの試行運転をすることといたしました。

11月末までの利用状況につきましては、いずれも延べ人数ですが、大久保岱・水沢ルートが30人、大槻野・目名瀉ルートが4人、大信田・横内ルートが20人、石川・畑谷ルートが11人、稲子沢・内荒巻ルートが13人、岩館ルートが49人となっており、いずれのルートも週2回運行ですが、合計で127人となっております。

また、「道の駅みねはま」で待機中の利用者の方々から乗り継ぎに対する感想等について聞き取りを行っているほか、12月からは利用者アンケートも実施しております。

今回は新型コロナウイルス感染症の影響により試行運転の時期が遅くなってしまいましたが、令和3年度においては、もっと早い温暖な時期に試行運転を実施しながら、住民の皆様が利用しやすい地域公共交通システムの構築に向け、取り組んでまいります。

次に、あいおいニッセイ同和損害保険株式会社との地方創生連携協定締結について申し上げます。

9月15日、あいおいニッセイ同和損害保険株式会社との地方創生連携協定締結式を行いました。この協定は、町とあいおいニッセイ同和損害保険株式会社とが、それぞれが有する人的・物的・知的資源を有効に活用しながら、地域や暮らしの安全・安心、防災・災害対策、観光や農業の振興などに関する地域課題に協働で取り組み、地方創生の実現に資することを目的に締結したものであります。

あいおいニッセイ同和損害保険株式会社は、行動指針の一つに「地域密着」を掲げ、地方公共団体や地域金融機関が各地で進めている地方創生への支援を通じ、地域社会への貢献活動に取り組まれている企業であります。今回の協定締結を機に、様々な分野の住民サービスの向上に繋がっていくものと期待しているところです。

次に、横浜市との再生可能エネルギーに関する連携協定締結について申し上げます。

10月29日、横浜市との再生可能エネルギーの活用を通じた連携協定締結記念式典を、町役場と横浜市庁舎とをオンラインで結んで開催いたしました。この協定は、相互の連

携を強化し、脱炭素社会の実現に向けて再生可能エネルギーの活用を通じた取り組みを推進するために締結したものであります。

このたびの協定締結は、八峰町の強い風を利用し発電を行う峰浜風力発電所の「浜」と横浜市の「浜」との「浜」繋がりでのご縁でありました。これにより、峰浜風力発電所の電気が横浜市内の6事業者7施設に供給されることになりました。今後は、電力供給だけでなく、様々な分野における地域間交流を促進してまいりたいと考えています。

次に、再エネ海域利用法に基づく協議会について申し上げます。

11月17日、再エネ海域利用法に基づく「秋田県八峰町及び能代市沖における協議会」の初会合が開催されました。八峰町及び能代市沖は、7月3日に、早期に促進区域に指定できる見込みがあり、より具体的な検討を進めるべき「有望区域」に選定されており、本協議会は促進区域の指定や促進区域における発電事業の実施に関し必要な協議や情報共有を行うため設置されたものであります。

初会合には、私や能代市長、秋田県産業労働部新エネルギー政策統括監、秋田県漁業協同組合と八峰町峰浜漁業組合の役員及び秋田大学と秋田県立大の教授の10人の委員が出席したほか、経済産業省と国土交通省、農林水産省の課長等、日本内航海運組合総連合会審議役、東京大学客員准教授の5人の委員がオンライン参加し、本協議会の運営について確認したほか、事務局からの概要説明を受け、意見交換を行いました。

各委員からは、漁業への影響のほか、電力の地産地消、地域活性化の明確化や地域への波及効果の検討など様々な意見が出されたほか、私からは、洋上風車のブレードの音や振動などによる漁業への影響に関する知見を持ちたいこと、漁業者や地域住民における洋上風車設置による影響が想定できないことによる不安を少しでも和らげるような、分かりやすい漁業振興策や地域振興策について協議していただきたいことを申し上げます。次回の協議会では専門家を招く予定となっておりますので、知見をお伺いしながらできるだけ漁業者や地域住民の不安を緩和できるような意見交換に努めてまいりたいと考えています。

次に、秋の行政協力員会議について申し上げます。

11月24日、峰栄館において開催し、各自治会から出された側溝の改良や蓋掛け、集会施設の補修工事への助成などの要望36件について、それぞれ町の考え方をお示しし意見交換を行いました。住民の皆様が快適に暮らせるよう、すぐ実施できるものは早急に改善することとし、その他の要望についても、実施可能なものはその実施時期などを地元

自治会と協議しながら取り組んでまいりたいと考えております。

また、自主防災組織について、令和3年度から組織の立ち上げ及び防災活動に要する経費への助成を検討していることを報告し、全自治会での自主防災組織設置に向けてご協力をお願いしたところであります。

次に、子育て世代包括支援センターについて申し上げます。

このセンターは、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を行うため、国の「ニッポン一億総活躍プラン」に基づき、今年度末までに設置するよう要請されております。町でも設置に向けた準備を進めておりましたが、母子保健事業部分を「子育て支援センターあいあい」から一部移管して福祉保健課で担当することとし、「子育て支援センターあいあい」と情報共有を行いながら、連携して包括的子育て支援サービスを提供することといたしました。この体制準備のための経費に関する補正予算を本定例会に提案しておりますので、よろしくお願い申し上げます。

次に、「道の駅はちもり」の移転計画について申し上げます。

本年3月の町議会定例会において、「ハタハタ館を道の駅に指定できないか」との一般質問があり、ハタハタ館を中心とした御所の台エリアは、八峰町を元気にするための大きな拠点になる所であり、そのエリア全体から考えた場合、「ハタハタ館」を道の駅にするという思いは強くあり、今後国や県の関係機関との協議を進めてまいりたいとお答えいたしました。

令和2年度に入り、秋田県山本地域振興局へ相談した後、本庁道路課との三者で道の駅の移転が実現可能か、そのためにはどのような整備条件が必要なのか等について話し合いを行いました。その後、秋田県と国土交通省の関係機関との協議や調整を経て、「道の駅の移転については、道の駅としての機能を満たすことを条件として認められる」との回答をいただいております。

今後、道の駅「はちもり」を現在の「お殿水」の所からハタハタ館エリアへの移転に向け、ハタハタ館エリアの整備内容等を検討しながら進めてまいりたいと考えております。

次に、今期のハタハタ漁について申し上げます。

9月に解禁された沖合底曳き網漁の状況がよくなかったのが大変心配しておりましたが、当初予定されていた12月3日前後を10日以上過ぎても、待望のハタハタの群れがまだ八峰町の磯に押し寄せておりません。現在のところは、昨年好調だった県北部と男鹿

北部が極めて低調で、昨年大変な不漁だった男鹿南部と県南部にそれなりに接岸しているという状況となっています。一昨日の月曜日に隣の能代港で約18kg揚がっておりますので、間もなくだと期待していますが、一日も早く活気あふれる八森地域になってほしいと願っているところです。

次に、令和3年産米への取り組みについて申し上げます。

県では、県産米の価格の安定を図るため、平成30年産米から県産米全体の「生産の目安」を提示し、各市町村は市町村段階の「生産の目安」の提示を行ってまいりました。県産米の需要は堅調であるものの、全国的には米の需要量が年々減少してきていることや、新型コロナウイルス感染症の影響もあってさらなる需要の減少が想定されることなどから、県は生産者へ早めに情報提供するため、令和3年産米の「生産の目安」を例年より1カ月前倒しして提示することとし、11月6日、秋田県農業再生協議会臨時総会を開催、県全体の生産の目安を今年産米の目安より1万5,000t少ない「39万t」とすることを決定し、公表したところです。

これを受け、八峰町農業再生協議会では、町としての目安の算定作業を進め、今月21日に再生協議会臨時総会を開催し、生産の目安を決定していただき、方針作成者へ提示する予定であります。

次に、今年の冬の除雪業務について申し上げます。

八峰町除雪会議において、除雪体制や実施基準、その他注意事項の確認を行うとともに、事故防止に最善を尽くすよう委託業者へ依頼しました。

前年度は、極端な暖冬少雪により委託業者の経営に大きな影響を及ぼしたことから、特例で当初の委託契約を変更し、他市町村の補償制度を参考にしながら、路線ごとに一律で補償対応いたしました。しかしながら、八峰町内であっても路線によって降雪量に差があり、稼働時間が多い業者から不十分という考えが示されたことから、より実情に合った制度を構築することといたしました。このため、町内除雪路線ごとに過去10年の平均稼働時間をもとにゼロ時間から100時間まで6段階の補償時間を設定した「除排雪業務最低補償制度」を運用したところです。

また、町所有の除雪車輛については、「1.3m級、小型ロータリー除雪機械」1台を新たに購入し、除雪体制を強化いたしました。

今シーズンにおいても、幹線道路はもとより交差点付近や狭隘な生活路線なども適宜に除排雪作業を行い、きめ細やかな対応に努めながら、冬期間における道路交通の安全

を確保してまいります。

次に、教育委員会関係について申し上げます。

はじめに、「峰浜ポンポコ子ども園」について申し上げます。

「峰浜ポンポコ子ども園」は、園舎工事に続き、外構工事も9月末に完了し、10月3日には、工事関係者、町議会議員及び保護者代表の皆様をお招きして落成式を開催いたしました。10月5日から62名の園児で新しい園生活をスタートしたところであります。今後は、来年4月からの幼保連携型認定こども園の開園に向けて準備をしております。

次に、小・中学校の修学旅行について申し上げます。

修学旅行については、新型コロナウイルスへの感染が拡大している中、各校において、児童・生徒、保護者の意向を十分に踏まえながら対応いたしました。峰浜小学校は、目的地を県内とし、9月3日、4日の1泊2日の日程で、横手市、仙北市、北秋田市へ行ってきました。八森小学校は、10月15日、16日に、例年どおり1泊2日の日程で函館市へ行ってきました。八峰中学校は、例年の東京行きを取りやめ、10月14日に日帰り日程で湯沢、横手方面へ行き、ゆざわジオパークやふるさとの自然や文化について学ぶことができました。

次に、スポーツイベントについて報告いたします。

10月18日に、体育協会と公民館主催の「第15回シーサイドロードレース大会」が開催されました。町内の小・中学生を中心に128名が参加し、親子の部、2kmの部、5kmの部に分かれて健脚を競い、秋晴れの海岸道路を駆け抜けました。

次に、スポーツ少年団活動について報告いたします。

9月に横手市で開催された東北学童軟式野球新人秋田県大会において、「峰浜スピリッツ」が見事3位に輝きました。また、10月に開催された高田宮賜杯第40回記念全日本学童軟式野球マクドナルドトーナメント秋田県代替大会において、「八森ブルーウエーブ」が見事準優勝に輝きました。両チームとも、全県大会では保護者だけでなく地域の皆さんも応援に駆け付け、子どもたちの活躍を見守っておりました。

また、「八森はたはたスポーツクラブ」に所属している「八峰バドミントンクラブ」の子どもたち6名が、10月に花巻市で開催された第26回東北小学生バドミントン大会に出場しました。特に、各県大会を勝ち抜いた20組が出場した4年生以下男子ダブルスでは、八森小学校4年生の後藤優月さんと三輪直汰さんペアが見事優勝を飾り、1月に開催される全国代替大会への出場を決めました。全国大会においても活躍されますよう期

待しております。

「峰浜スピリッツ」「八森ブルーウェーブ」「八峰バドミントンクラブ」の子どもたちの活躍は、新型コロナウイルス感染症の影響により、これまでの日常がまるで違う世界になってしまった町民の皆様に元気と希望を与えてくれた見事な活躍であり、選手や関係者の方々に心から感謝を申し上げます。

次に、第15回町民文化祭について申し上げます。

10月30日から11月3日までの4日間、ファガスと峰栄館で行われた展示部門には、書道、絵画、俳句、写真、生け花、手芸作品など、約1,270点の出品があり、800人以上の方々から作品を鑑賞していただきました。

11月1日に八峰中学校体育館で開催された芸能発表会では、中学生によるパフォーマンスや和太鼓、踊り、大正琴、コーラスなど、12団体、165名の方々が出演し、日頃の練習や学習の成果を発表しました。また、当日は、特設テントにおいて、峰浜小学校4年生によりラベンダーのサシェ（匂い袋）と、八峰中学校の生徒が考案したお弁当やおにぎり、スイーツをはじめ、町内の特産品が児童生徒により販売されました。児童生徒たちは、自らが企画し作成した商品などを大きな声でPRしながら販売し、物を売る楽しさや喜びを味わっていました。

一方、芸能発表会に先立ち、「第7回あきた白神子どもの俳画大会」表彰式を挙行了たしました。県北地区の小学校を対象に作品を募集したところ、町内2校を含む3校から213点の応募があり、審査の結果、町長賞、議会議長賞、教育長賞、審査委員長賞など14点が入賞し、うち当日出席された10名を表彰いたしました。

10月31日にはファガスを会場に歴史講演会を開催し、文化財保護審議会副会長で文化財保護協会顧問の工藤哲弥さんから、「民具に学ぶ」と題してご講演いただきました。講演では、工藤さんが自宅に保存している実際の民具を手に取りながら、一つ一つユーモアを交えて解説され、集まった約80名の参加者は、時折笑いに包まれながらも熱心に耳を傾けていました。

次に、令和2年度成人式について申し上げます。

令和2年度成人式については、新型コロナウイルス感染症の影響により、8月から1月に延期しておりましたが、1月開催について成人式実行委員会で慎重に協議したところ、いまだ新型コロナウイルス感染症の終息が見通せないこと、季節性インフルエンザとの同時流行が懸念されることなどの理由から、来年8月に再延期することとしました。

なお、来年度は2学年の成人式を行うこととなるため、開催方法について今後調整してまいります。

次に、本定例会に提出しております議案の概要についてご説明いたします。

議案第77号、八峰町議会議員及び八峰町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定については、公職選挙法の一部改正に伴い、八峰町議会議員及び八峰町長の選挙における公費負担の範囲等について、新たに条例制定しようとするものであります。

議案第78号、八峰町長の専決処分の指定に関する条例の制定については、地方自治法の規定に基づき、町長が専決処分することができる事項の指定について、新たに条例制定しようとするものであります。

議案第79号、八峰町コミュニティセンター条例の一部を改正する条例制定については、町が設置するコミュニティセンターに大久保岱地区コミュニティセンターを追加するため、条例改正しようとするものであります。

議案第80号、八峰町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定については、地方税法施行令の一部改正に伴い、国民健康保険税の減額に係る所得の基準について条例改正しようとするものであります。

議案第81号、八峰町立幼保連携型認定こども園条例の一部を改正する条例制定については、令和3年4月から峰浜ポンポ子ども園を幼保連携型認定こども園へ移行し、併せて3歳未満児の保育料減免措置を令和6年度末まで延長するため、条例改正しようとするものであります。

議案第82号、八峰町農林水産物処理加工施設条例を廃止する条例制定については、八峰町農林水産物処理加工施設を普通財産に変更し、町内加工業者等へ貸し付けできるよう条例を廃止しようとするものであります。

議案第83号、秋田県市町村総合事務組合規約の一部変更については、「能代市山本郡養護老人ホーム組合」が令和3年4月から「三種・八峰養護老人ホーム組合」へ名称変更することに伴い、規約の一部を変更することについて、議会の議決を求めるものであります。

議案第84号、八峰町過疎地域自立促進計画の一部変更については、八峰町過疎地域自立促進計画の一部変更について、過疎地域自立促進特別措置法の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

議案第85号、物品の取得については、感染防止プライバシー保護テント購入契約締結について、議会の議決を求めるものであります。

議案第86号、物品の取得については、水循環システム及び屋外シャワーキット購入契約締結について、議会の議決を求めるものであります。

議案第87号、公の施設の指定管理者の指定については、大久保岱地区コミュニティセンターの指定管理者に大久保岱自治会を指定することについて、議会の議決を求めるものであります。

議案第88号、損害賠償の和解については、8月26日、町の管理下にあるケヤキの大木から枝が折れて落下し、和解相手方の車両のルーフを破損させた事故について、損害の賠償について和解するにつき、議会の議決を求めるものであります。

議案第89号、損害賠償の和解については、9月3日、町の会計年度職員にエンジン式刈払い機による草刈り作業を実施させた際、意図せず飛び石が発生し、和解相手方の車両のリヤガラスを破損させた事故について、損害の賠償について和解するにつき、議会の議決を求めるものであります。

議案第90号、令和2年度八峰町一般会計補正予算（第5号）は、4,475万5,000円を追加して、歳入歳出予算の総額を75億1,852万4,000円とするもので、歳出の主なものは、給与改定に伴う人件費の減額のほか、町内路線バスへの運行費補助金の追加及びふるさと納税寄附金の増による返礼品等事務経費の追加などであります。

議案第91号、令和2年度八峰町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）は、6万6,000円を追加して、歳入歳出予算の総額を9億6,291万5,000円とするもので、国保事業報告システム改修業務委託料の追加であります。

議案第92号、令和2年度八峰町介護保険事業勘定特別会計補正予算（第3号）は、2,761万9,000円を追加して、歳入歳出予算の総額を13億8,051万1,000円とするもので、介護給付費の追加であります。

議案第93号、令和2年度八峰町営診療所特別会計補正予算（第3号）は、44万5,000円を追加して、歳入歳出予算の総額を8,100万6,000円とするもので、給与改定に伴う人件費の減額のほか、老朽化した待合室エアコンの更新費の追加であります。

議案第94号、令和2年度八峰町簡易水道事業会計補正予算（第1号）は、28万7,000円を減額して、収益的収入及び支出の予定額を2億3,017万4,000円とするもので、給与改定に伴う人件費の減額であります。

議案第95号、令和2年度八峰町下水道事業会計補正予算（第1号）は、658万5,000円を減額して、収益的収入及び支出の予定額を3億8,863万円とするもので、給与改定に伴う人件費の減額であります。

以上、本定例会でご審議いただく議案は19議案であります。

詳細については、各議案の提案の際に説明させますので、よろしくご審議の上、適切なご決定を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（門脇直樹君） 日程第4、議案第77号、八峰町議会議員及び八峰町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例制定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。和平総務課長。

○総務課長（和平勇人君） 議案第77号についてご説明いたします。

議案第77号、八峰町議会議員及び八峰町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例制定について。

八峰町議会議員及び八峰町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例を別紙のとおり制定する。

令和2年12月16日提出

八峰町長 森 田 新一郎

提案理由です。公職選挙法の一部を改正する法律の施行に合わせて条例制定するものでございます。

次のページをご覧ください。

条例案の全文でございます。

本年6月に、町村の選挙における立候補に係る環境の改善のため、選挙公営の対象を拡大することを目的に公職選挙法が一部改正され、12月12日に施行されました。これにより、町村長選挙及び町村議会議員選挙における選挙運動用の自動車、ビラ及びポスターについて、公費負担が行われることとなりました。特に町村議会議員選挙については、これまで禁止されていた選挙運動用ビラの頒布が解禁されております。

条例案では、第2条から第5条までで選挙運動用自動車の使用契約の届け出、公費負担額及び支払手続等について、第6条から第8条までで選挙運動用ビラの作成契約の届け出、公費負担額及び支払手続等について、第9条から第11条までで選挙運動用ポスターの作成契約の届け出、公費負担額及び支払手続等について規定しております。

なお、自動車、ビラ、ポスターのそれぞれの公費負担における単価上限につきまして

は、公職選挙法第141条第8項、同法第142条第11項及び同法第143条第15項において、公職選挙法施行令で定められた金額に準じて条例で定めることとされております。

説明資料といたしまして、条例案に基づき算定した公費負担額の上限額の一覧を提出しております。

説明は以上でございます。よろしくご審議の上、ご承認いただきますようお願いいたします。

○議長（門脇直樹君） これより議案第77号について質疑を行います。質疑ありませんか。

7番見上政子さん。

○7番（見上政子さん） この文章の中には供託金というのが入ってませんけれども、一般のお金の出し入れの中に町が介入してないということだと思うんですが、供託金制度も当然入ってくると思うんですが、没収する場合、没収された場合、これはどこに、一般会計に入るんですか、どこの所にお金が入ってくるんですか。

○議長（門脇直樹君） ただいまの7番議員の質問に対し、答弁を求めます。和平総務課長。

○総務課長（和平勇人君） ただいまの見上議員のご質問にお答えいたします。

このたびの法改正では、ただいまご説明した町村議会議員選挙及び町村長選挙における選挙公営の拡大とともに、町村議会議員選挙における供託金の導入が図られております。ご質問につきましては、供託物の没収についての規定に関するご質問だと思いますが、供託金は町に帰属することとなっておりますので、この場合、一般会計に収入されるものと理解しております。

○議長（門脇直樹君） ほかに質疑ありませんか。7番見上政子さん。

○7番（見上政子さん） 供託金のことは分かりました。それと、ビラが町議会議員の場合、1,600枚というふうにこう限られてますけれども、これも印刷会社を明記しなければならないとか、そういう決まりがあるんですよね。で、どこにお金を支払うのかということ当然出てくると思うんですけれども、これはあくまでも支払先がはっきりしたところ、例えば会社とかそういう事業とかそういうのははっきり明記した所でないと駄目なんじゃないですか。

○議長（門脇直樹君） 当局の答弁を求めます。和平総務課長。

○総務課長（和平勇人君） ただいまの見上議員のご質問にお答えいたします。

選挙運動ポスター、ビラのご質問だと思いますが、条例案の第8条におきまして、「八

峰町は、候補者が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラの作成を業とする者に支払うべき金額」ということで、作成業でございますので主に印刷業の方になるかと思いますが、この方にこの金額の上限に応じて直接お支払いするという制度になってございます。

○議長（門脇直樹君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） ほかに質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。7番見上政子さん。

○7番（見上政子さん） 反対討論を行います。

供託金というのは、財産のあるなしにかかわらず泡沫候補を防ぐためにそもそもつくられたもので、議員への立候補の乱立を防ぐために国がつくったものですけれども、町村長の場合、昭和37年に乱立がなくなったということで、これが供託金制度が廃止されました。で、全国町村会の議長会でも、この供託金が高すぎる、女性や若者を立候補しやすいためには、金額のハードルを設けなくて立候補しやすいようにしなければならないというふうなことが議長会の中でも話されています。で、ビラに関しても、規制することとはこれはやはり住民の、住民に対する立候補者が自分の政策を訴えるっていう場合にこれを制限するということは、民主的な選挙方法ではないと考えます。

以上のことから、私はこの改正による条例制定には反対をいたします。

○議長（門脇直樹君） ほかに討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） ほかに討論がないようですので、これで討論を終わります。

これより議案第77号を採決します。この採決は起立で行います。本案について原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（門脇直樹君） 起立多数です。したがって、議案第77号は原案のとおり可決されました。

換気のため、5分間休憩いたします。11時3分より再開いたします。

午前10時58分 休 憩

.....
午前11時03分 再 開

○議長（門脇直樹君） 会議を再開いたします。

日程第5、議案第78号、八峰町長の専決処分の指定に関する条例制定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。和平総務課長。

○総務課長（和平勇人君） 議案第78号についてご説明いたします。

議案第78号、八峰町長の専決処分の指定に関する条例制定について。

八峰町長の専決処分の指定に関する条例を別紙のとおり制定する。

令和2年12月16日提出

八峰町長 森 田 新一郎

提案理由です。地方自治法第180条第1項の規定により、町長において専決処分することができる事項を指定するため、条例制定するものでございます。

次のページをご覧ください。

条例案の全文でございます。

町の義務に属する損害賠償案件が発生した場合、これまでは議会定例会において議案を提出し、議決を得て処理しております。損害賠償案件としては、被害者所有の自動車に対して損害を与えた事例が最も多く、被害者は速やかな修理を望んでおられますが、議会閉会直後に発生した案件については、被害者への損害賠償への支払いを直近の定例会まで待つていただくことになり、事故発生から支払い完了まで約3カ月の期間を要しておりました。このような事態を解消し、損害賠償を速やかに終結させるとともに、事由の緊急性を考慮し、慣例的に専決処分としてきた選挙費や、緊急性があり、かつ変更割合が低い議決を要する契約の変更契約についても、地方自治法第180条の規定に基づき町長が専決処分できる事項として指定した条例を新たに制定しようとするものでございます。

それでは、条例案第2号の各号についてご説明いたします。

第1号及び第2号につきましては、原則として金額が50万円以下の損害賠償の和解及び予算補正につきましてを指定事項とし、第1項後段の但し書きで、保険金等で賠償金額の全額が財源補償される場合は、金額の上限を撤廃するものでございます。

第3号につきましては、解散、欠員等の事由による選挙費の補正について規定しております。

議会の開催につきましては、主に衆議院の解散が想定されますが、公職選挙法により

解散後40日以内、欠員が生じた場合における補欠選挙につきましては、地方公共団体においては50日以内に選挙を行うこととされております。いずれの場合も速やかに執行体制を整える必要があることから、規定に加えたいと考えております。

第4号につきましては、議会の議決を要する工事請負費の変更契約について、緊急性があり、かつ10%以内の増減、金額を500万円以下に限定して規定するものでございます。

現在、八峰町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条により、予定価格5,000万円以上の工事請負契約は議会の議決に付すこととされておりますので、仮に5,000万円の契約ですと10%は500万円となります。契約金額が大きくなりますと10%相当額も比例して大きくなりますが、増減額の上限を500万円とすることにより、より変更割合の低いものに限定されることになると考えております。

なお、地方自治法第179条に基づき行われたこれまでの専決処分との違いではありますが、法第179条による専決処分は、処分後に議会へ報告し承認を受けることとされておりますが、本条例により指定された事項については、専決処分後に議会へ報告のみとなり、承認は不要とされております。

説明は以上でございます。よろしくご審議の上、ご承認いただきますようお願いいたします。

○議長（門脇直樹君） これより議案第78号について質疑を行います。質疑ありませんか。
7番見上政子さん。

○7番（見上政子さん） 第2条の解散、欠員の事由に基づくという選挙費のことですけれども、これはたびたび今まで行われてきて突然の解散とかあったと思うんですけれども、それは専決処分として出されて今まで来たはずですが、これをわざわざ条例に入れなくちゃいけないのかどうなのかということと、それから500万円の、まあ10%の上限を出るっていうことに対する緊急性とかまあありますけれども、これを条例化してしまえば、まあ500万円まではいつでもこう変更できて契約も簡単にできるんだっていうことになりかねない、常態化してしまうことになりかねないので、その辺の規制っていうものは議会に対する後での報告ということだけですので、この点どういうものかと思えます。こういう例とか今まであったんですか。

○議長（門脇直樹君） ただいまの7番議員の質問に対し、答弁を求めます。和平総務課長。

○総務課長（和平勇人君） ただいまの見上議員のご質問にお答えいたします。

選挙に関する補正の規定を加えたことにつきましては、議員ご指摘のとおり、これまでいわゆる法第179条による町による専決処分で処理しておりました。今回この条例に加えたことにつきましては、先ほどお話し、ご説明いたしました但慣例的に行われていたものですので、この条例ですすね明文化して、はっきりこれについては専決処分ですやらせていただきたいということをお願いしているところでございます。

なお、次ですすね契約に関する件であります但、確かに議員ご指摘のとおり、その変更について議会の議決を経ないで常態化するのではないかというご心配であります但、この緊急性について十分に庁内で判断をいたしまして、この緊急性というのが条例で定めている、いわゆる恣意的に使われないための規定でございますので、こういったところ十分に判断した上で、金額が該当するものであっても緊急性のないものについては、これまでどおり議会にお諮りして議案として決定していくということ運用してまいりたいと考えております。

○議長（門脇直樹君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） ほかに質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。7番見上政子さん。

○7番（見上政子さん） ちょっと今の説明では、ちょっとやっぱり常態化してしまう恐れがありそうだっていうことを私は感じます。こういう場合は臨時議会を開くとか、専決処分というのは前にはやむを得ない議会が開かれるのが困難な場合とかありましたけれども、それは改正されましたけれども、やはり専決処分というのは、こういうふう条例で決めるべきではなくて、その都度議会に報告して承認を得る、これが必要だと思います。500万円があるから、また緊急性だからということたびたび専決処分にやられると非常に困ると思います。

○議長（門脇直樹君） ほかに討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） ほかに討論がないようですので、これで討論を終わります。

これより議案第78号を採決します。この採決は起立で行います。本案について原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（門脇直樹君） 起立多数です。したがって、議案第78号は原案のとおり可決され

ました。

日程第6、議案第79号、八峰町コミュニティセンター条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。和平総務課長。

○総務課長（和平勇人君） 議案第79号についてご説明いたします。

議案第79号、八峰町コミュニティセンター条例の一部を改正する条例制定について。

八峰町コミュニティセンター条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和2年12月16日提出

八峰町長 森 田 新一郎

提案理由です。八峰町が設置しているコミュニティセンターに、大久保岱コミュニティセンターを追加するため、条例改正するものでございます。

次のページをご覧ください。

条例の改正文でございます。

町では、町内の自治会施設について、老朽化の程度を判断しながら順次建て替えを行っております。今年度は大久保岱地区コミュニティセンターを建築中であり、令和3年2月の完成を予定しておりますことから、条例中の別表で規定する町が設置するコミュニティセンターに追加するものでございます。

説明は以上でございます。よろしくご審議の上、ご承認いただきますようお願いいたします。

○議長（門脇直樹君） これより議案第79号について質疑を行います。質疑ありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第79号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 異議なしと認めます。したがって、議案第79号は原案のとおり可決されました。

日程第7、議案第80号、八峰町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。今井税務会計課長。

○税務会計課長（今井利宏君） それでは、議案第80号についてご説明いたします。

議案書の11ページでございます。

議案第80号、八峰町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について。

八峰町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和2年12月16日提出

八峰町長 森田 新一郎

提案理由。地方税法施行令の一部を改正する政令が公布されたことに伴い、八峰町国民健康保険税条例の一部を改正するものである。

次のページは、条例を改正する改正文です。

内容につきましては、別に提出しております税務会計課提出議案説明資料をご覧ください。

資料1番の改正する理由についてです。

議案の提案理由でも述べましたが、地方税法施行令の一部を改正する政令が令和2年9月4日に公布されたました。国民健康保険税の改正部分については、令和3年1月1日から施行されることになりました。このため、八峰町国民健康保険税条例の一部を改正する必要があり、本12月定例会において提案するものでございます。

資料2の改正内容ですが、このたびの改正では、国民健康保険税の軽減判定所得の算定において、対象となる所得の基準について2点変更があります。国保税の軽減措置は、世帯主及び国保加入者の所得が基準より低い場合に平等割と均等割を軽減する、そういう制度であります。八峰町では、7割軽減、5割軽減、2割軽減の措置を行っております。

1つ目の変更点は、基礎控除額が現行の33万円から43万円に引き上げる内容です。これは、平成30年税制改正において、令和3年1月から個人所得課税が見直しされた関係です。給与所得控除や公的年金控除が10万円引き下げられ、その分、基礎控除が10万円引き上げられることになりました。これに合わせて、国保税の軽減所得判定の算定でも基礎控除分を10万円引き上げるものであります。

2点目は、被保険者のうち一定の給与所得者と公的年金を受ける者の数の合計から1

を乗じた数に10万円を乗じた金額を加えるという内容です。これも基礎控除の10万円引き上げにより国保税の負担に関して意図せざる影響や不利益が生じないようにするための措置です。世帯に一定の給与所得者や公的年金受給者が複数いる場合に、基礎控除の引き上げ分を人数分みないと軽減措置に該当しない、そういう場合が出てくる可能性があるということでこの改正となっております。

例えば、給与所得者が2人いる世帯の場合、この場合は給与所得控除が2人分の10万円、1人の10万円ですので20万円引き下げることになります。ということで所得は20万円高くなります。国保税の軽減については世帯で計算しますので、1点目で説明した基礎控除の33万円から43万円の10万円の引き上げだけでは、その世帯の所得は改正前よりも10万円高いことになってしまいます。結果として世帯の人数や収入に変わりがない場合でも、改正前には軽減対象であった世帯が改正後には軽減対象にならない場合が出てきます。このために給与所得者と公的年金所得者の人数に応じた基礎控除引き上げ分をみないといけないので、給与所得や年金所得者の数から1を減じた数に10万円を乗じた金額を加えるという調整を行うものです。

(2)番は、改正する条項と内容をまとめております。

資料の3番は、新旧対照表です。

改正部分の条項について、改正前が左欄、改正後が右欄、そして改正部分には下線、アンダーラインを引いております。後でご覧になってください。

この改正の施行期日は、令和3年1月1日ですが、改正による国民健康保険税の算定は、令和3年度からになります。

簡単ではありますが、説明は以上です。よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

○議長（門脇直樹君） これより議案第80号について質疑を行います。質疑ありませんか。
7番見上政子さん。

○7番（見上政子さん） 年金者と給与者と複数いた場合、複数を加算して金額を出して、それで見込み収入額っていうのが出て、それに対して10万円を超えるかどうかっていうふうな計算方法だと思うんですけども、その給与所得者と複数年金者2つある場合は、それで申請すればいいんですけども、例えば年金者だけ、年金者だけだと、年金一本だけだと、これは所得が増えますよね。65万円から55万円だっけか。今まで年金者が70万円、60歳未満の人は70万円控除されてたのが60万円になりますよね。それで、年金者

だけとか、それから給与所得者だけの場合は、結局所得が上がるわけですよ。これ複数の場合、家族がいたり、それから給与と年金が二本立ての場合は申請すれば下がるんですけども、結局これは所得が減額が少ないということで所得が上がるんですけども、国保ってというのは所得に対する算定ですので、結局国保税が上がるということになりますよね。その辺いかがお考えですか。

○議長（門脇直樹君） ただいまの7番議員の質問に対し、答弁を求めます。今井税務会計課長。

○税務会計課長（今井利宏君） 今の質問にお答えします。

今のお話で、給与、それから年金両方ある場合、これはどうなのかっていう話がまず一つ。

○7番（見上政子さん） そうじゃなくて、それはいい、分かる。

○税務会計課長（今井利宏君） ああ、いいですか。

○7番（見上政子さん） 一本だけの場合。

○税務会計課長（今井利宏君） 一本だけの場合は、当然その分が給与所得控除が下がるので、その分は基礎控除が上がるということで、10万円所得から下がって10万円後から引くので、結果、所得は変わりません。

○7番（見上政子さん） えっ。

○税務会計課長（今井利宏君） 変わりません。今回の10万円を人数を加えるっていうのは、基礎控除33万円から43万円に上がった分のが1人分しか見てないので、もしその所得がある人が世帯に2人、3人いた場合に、1人の分は見てるけれども、もう2人、3人の分を見るために、その人数から1を減じた数に10万円を乗じて所得を控除することになります。そのために、所得の額は変わりません。

以上です。

○7番（見上政子さん） 違うんじゃないですか。

（「手挙げてしゃべれって」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） ほかに質疑ありませんか。7番見上政子さん。

○7番（見上政子さん） 例えばひとり暮らしの場合、ひとり暮らしの年金者、年金者がまあ80万円の年金だとすれば、80万円だとすれば、今までは70万円引かれて10万円の所得になりますよね。あれっ、あれっ。公的年金の場合、公的年金の改正前の場合は、控除される金額が70万円でしたよね。で、今度はこれが60万円に、控除額が60万円に引き

下げられることによって所得が上がりますよね。70万円から60万円に変わる。10万円変わるんでしょう。新しい制度では。いいですか。

○議長（門脇直樹君） 当局の答弁を求めます。今井税務会計課長。

○税務会計課長（今井利宏君） 今の年金所得控除のお話でしたけども、年金所得については、65歳以上であれば現在120万円の控除です。これが110万円に引き下げられると。10万円引き下げられると。そのために基礎控除が10万円引き上げられるということで、70万円控除というのはちょっと私理解してないんですけども。

○7番（見上政子さん） 60歳未満の人、未満の人と以上の人。

○議長（門脇直樹君） 挙手をして質問してください。7番見上政子さん。

○7番（見上政子さん） 私、今言ったのは60歳未満の人で70万円から60万円。それから65歳以上の人で120万円から110万円。これ変更になりましたよね。で、その変更する場合に、複数の収入がある場合、収入がある場合は、その年金の収入と、それから複数の収入を合算して、それで10万円を引いて、それが10万円以上になれば計算するっていうふうな方法になると思うんですけども、それは複数の場合であって、例えば年金収入だけの場合だと、140万円の年金の人が今までだと120万円引かれて20万円の所得になりますよね。それが今度、110万円なので30万円の所得になりますよね。で、30万円の所得になると、あと引かれるものがないので、その所得によって国保税が決まるわけですよね。複数の場合は、複数収入あった場合は特典があるかもしれないけども、その一本だけの収入の場合、所得が上がらないのかどうなのか、その辺をちょっと確かめたいんです。

○議長（門脇直樹君） 答弁を求めます。今井税務会計課長。

○税務会計課長（今井利宏君） 今お話あった例で、140万円の年金収入で65歳以上の場合、確かにおっしゃるとおり120万円から110万円に減額なるので、所得は10万円になります。ただ、この人の場合、この基礎控除の分で33万円から43万円に上がってますので、この人であれば10万円所得なので、所得はなしっていうことになります。で、仮に170万円であれば、駄目か。ちょっと待ってください。いずれ所得が一本の給与所得しか、ああ、年金所得しかない場合に、年金所得の控除が10万円下がるので所得が10万円上がります。で、国保税の算定の時には基礎控除が33万円から43万円に10万円上がるので、差し引き同じということになります。だから増減はありません。

以上です。

○議長（門脇直樹君） ほかに質疑ありませんか。7番見上政子さん。

○7番（見上政子さん） 収入所得金額っていうのは、基礎控除引かれる前の金額で算定されるんでないですか、基礎控除引かれる前の。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 須藤さん、はい。

○5番（須藤正人君） 一つの質問に対して再々質問までというそういう決まりがあると思うんですが。再々質問まで。

○議長（門脇直樹君） はい。ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） ほかに質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。7番見上政子さん。

○7番（見上政子さん） 一本だけ、収入一本だけの場合は、収入の所得に対して国保税が決まって、その基礎控除はその後のいろんな費用が引かれて基礎控除も引かれて、それで算定されるのが税の税額所得になると思うんですけども、複数の収入ある場合は、それは特典、申請しないと駄目ですけども特典がありますが、そこら辺、収入一本だけの場合どうなのかっていうところがちょっとはつきりしませんので、私は反対をいたします。

○議長（門脇直樹君） ほかに討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） ほかに討論がないようですので、これで討論を終わります。

これより議案第80号を採決します。この採決は起立で行います。本案について原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（門脇直樹君） 起立多数です。したがって、議案第80号は原案のとおり可決されました。

日程第8、議案第81号、八峰町立幼保連携型認定こども園条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。山本教育次長。

○教育次長（山本節雄君） 議案第81号についてご説明いたします。

議案第81号、八峰町立幼保連携型認定こども園条例の一部を改正する条例制定につい

て。

八峰町幼保連携型認定こども園条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和2年12月16日提出

八峰町長 森 田 新一郎

提案理由です。峰浜ポンポコ子ども園が、現在認可保育所ですけれども、認可保育所から八峰町立幼保連携型認定こども園へ移行することと、3歳未満児の保育料半額減免措置について、令和7年3月31日まで引き続き実施するため、本条例の改正を行うものがあります。

内容の説明です。

次ページです。

八峰町立幼保連携型認定こども園条例の一部を次のように改正する。

表の方ですけれども、第2条の表中、現在、八森こども園の名称及び所在地載ってございますが、ここに峰浜ポンポコ子ども園の名称及び所在位置を追加して表を改めるものでございます。

それから、附則第2項中、「平成33年3月31日」を「令和7年3月31日」に改めものです。これ先ほどご説明いたしました、3歳未満児の保育料半額減額の期間を延長するものでございます。

施行期日につきましては、この条例は、令和3年4月1日から施行するものでございます。

以上が説明となります。どうぞご審議の上、ご承認いただきますよう、よろしく願いいたします。

○議長（門脇直樹君） これより議案第81号について質疑を行います。質疑ありませんか。

7番見上政子さん。

○7番（見上政子さん） 提案理由のところの令和7年3月31日までという期限つきの理由を教えてください。

○議長（門脇直樹君） ただいまの7番議員の質問に対し、答弁を求めます。山本教育次長。

○教育次長（山本節雄君） 延長期間を令和7年3月31日としましたのは、今年度作成されております町の八峰町ひと・まち・しごと創生総合戦略、これの計画期間に合わせた形で令和7年3月31日、令和6年度末ということにしてございます。

○議長（門脇直樹君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） ほかに質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第81号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 異議なしと認めます。したがって、議案第81号は原案のとおり可決されました。

日程第9、議案第82号、八峰町農林水産物処理加工施設条例を廃止する条例制定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。成田産業振興課長。

○産業振興課長（成田拓也君） 議案第82号について説明申し上げます。

議案第82号、八峰町農林水産物処理加工施設条例を廃止する条例制定について。

八峰町農林水産物処理加工施設条例を廃止する条例を別紙のとおり制定する。

令和2年12月16日提出

八峰町長 森 田 新一郎

提案理由は、八峰町農林水産物処理加工施設の用途を廃止し、普通財産として町内加工事業者等へ貸し付けできるようにするためです。

次のページは、条例文です。

八峰町農林水産物処理加工施設条例を廃止する条例。

八峰町農林水産物処理加工施設条例は、廃止する。

附則、この条例は、公布の日から施行する。

説明は以上であります。よろしくご審議の上、ご承認くださいますようお願いいたします。

○議長（門脇直樹君） これより議案第82号について質疑を行います。質疑ありませんか。

5 番 須藤正人君。

○5 番（須藤正人君） この農林水産物処理加工施設を建設する際に、町当局と議会が大

変厳しい議論を交わした経緯があります。議会の中で反対されて、海水をこの施設に引き込む際には2,500万円の予算でありましたが、議会から反対がありました。それで、まあ戻されたこともあったわけです。そういう厳しい事業であったわけですが、加藤町長の白神酵母を使って、八峰町の海水を利用し、そして八峰町の水を使ってこの特産物、八峰町独自の特産物を作りたいと。そして、まあ塩、そして塩もろみを作り上げてきました。それに対する議会の反対意見も多々あったわけでありまして。そして利用組合ができ、そしてこの施設を使う会社ができ、利用組合は数年前にもう解散し、その会社も事業を廃止することになったわけでありまして。そして今日まで来ております。

この事業の成果というものが果たして、まあ数千万円、億のお金が使われたと思いますが、その事業の成果が出たのかどうか。この、まあ確かに森田町長の興した事業ではないわけでありまして、やはり廃止するとなればこれを総括する必要があると思います。森田町長は、この農林水産物処理加工施設のこの条例廃止に伴い、この事業に対する総括をしっかりとした上で、この条例を廃止するという事になったと思います。その総括の森田町長のご意見をお伺いしたいと思います。

○議長（門脇直樹君） ただいまの5番議員の質問に対し、答弁を求めます。森田町長。

○町長（森田新一郎君） この塩工場の部分につきましては、議員の皆様からもその当時いろんなご意見があったと、議論があったと。で、しょつつるもやるはずだったとか、いろんな話がありました。私、この事業の部分については、結果的には、まあいわゆる採算が合わなくなった、その部分は事実なんですけど、成果の部分については、求めている塩もろみ、この部分については特許として残ってますので、ここの部分は大きな成果ですし、また採算は合わなくなりましたが、白神の塩って私はあれ大好きなんですけど、ああいう形の部分の商品はできました。ただ、塩については全国至る所でやっていますから、そういう部分で採算が合わなくなったというふうな、まあそういうことですので成果は成果としてあったと思います。

ただ、今募集しても新たにそこをやりたいという人が出てきていない。そういう状況の中で、一方で、この空いてる施設を使いたいという人も出てきてますので、そういう人に遊休施設を貸してあげて別な形の中で産業振興に役立てていくというのも、これもまた政策の一つかなと思いつつ、今回こういう廃止の条例を提案させていただきました。

○議長（門脇直樹君） ほかに質疑ありませんか。4番腰山良悦君。

○4番（腰山良悦君） 廃止することに対しましては別に反対するものではありませんけれども、提案理由の中で「町内加工事業者等へ貸し付けできるようにするため」とありますが、これ「等」ということは、例えば販売とか飲食とかそういう方面にも申し込みがあれば貸し付けするというように解釈してよろしいのでしょうか。

○議長（門脇直樹君） ただいまの4番議員の質問に対し、答弁を求めます。成田産業振興課長。

○産業振興課長（成田拓也君） ただいまの腰山議員のご質問にお答えいたします。

先ほど町長が述べられましたとおり、町内の加工事業者の方から相談がありました。そのほかにも一般の漁業者の方からも利用したいというような意見もありまして、そこにつきましては、より施設の利用によって地域の産業振興に基づくものか、そういった幅広いところを組み入れてお貸しするべきではないかなと考えておりますので、この後募集する際には様々な事業展開が可能なものが一番いいとは思いますが、施設自体がそういったいわゆる食堂のような設備はありませんので、現状の設備の中で最大限事業効果のあるものということで想定をしてみたいと思います。

○議長（門脇直樹君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） ほかに質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第82号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 異議なしと認めます。したがって、議案第82号は原案のとおり可決されました。

日程第10、議案第83号、秋田県市町村総合事務組合規約の一部変更についてを議題とします。

当局の説明を求めます。和平総務課長。

○総務課長（和平勇人君） 議案第83号についてご説明いたします。

議案第83号、秋田県市町村総合事務組合規約の一部変更について。

地方自治法第286条第1項の規定に基づき、関係地方公共団体で協議の上、秋田県市町村総合事務組合同規約の一部を別紙のとおり変更することについて、同法第290条の規定により議会の議決を求める。

令和2年12月16日提出

八峰町長 森 田 新一郎

提案理由です。秋田県市町村総合事務組合の構成団体が名称を変更することに伴い、秋田県市町村総合事務組合同規約を変更する必要があるため、組合同規約の一部変更に関する関係地方公共団体との協議について議会の議決を求めるものでございます。

次のページをご覧ください。

規約の改正文でございます。

能代市山本郡養護老人ホーム組合は、能代市及び藤里町の脱退に伴い、令和3年4月1日から三種・八峰養護老人ホーム組合と名称変更されます。当該組合は、秋田県市町村総合事務組合の構成団体でありますことから、組合同規約の一部変更を要するため、地方自治法の規定に基づき議会の議決を求めるものでございます。

なお、資料として新旧対照表を提出しておりますのでご覧いただきたいと思っております。

説明は以上でございます。よろしくご審議の上、ご承認いただきますようお願いいたします。

○議長（門脇直樹君） これより議案第83号について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第83号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 異議なしと認めます。したがって、議案第83号は原案のとおり可決されました。

日程第11、議案第84号、八峰町過疎地域自立促進計画の一部変更についてを議題とします。

当局の説明を求めます。高杉企画財政課長。

○企画財政課長（高杉泰治君） それでは、議案第84号についてご説明いたします。

議案第84号、八峰町過疎地域自立促進計画の一部変更について。

八峰町過疎地域自立促進計画の一部を別紙のとおり変更することについて、議会の議決を求める。

令和2年12月16日提出

八峰町長 森 田 新一郎

提案理由です。八峰町過疎地域自立促進計画の一部を変更することについては、過疎地域自立促進特別措置法第6条第7項により準用する同条第1項の規定に基づき、議会の議決を必要とするためのものがございます。

次のページをお開きください。

このたびの一部を変更する内容をご説明いたします。

このたびの変更内容につきましては、過疎対策事業債を事業の充当財源に活用したいことから、現在の八峰町過疎地域自立促進計画に財源充当する事業を追加するものがございます。

区分第3、交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進のところでは、能代山本広域市町村圏組合において新たに建設されるごみ処理施設が能代市竹生地区と近接していることから、竹生地区の市道等改良工事へ補助金を交付することとなりました。その補助金を町では広域負担金として支出することになり、その充当財源に過疎対策事業債を充てるため事業内容を追加したほか、文面も一部変更するものであります。

区分4、生活環境の整備につきましては、漁業集落排水施設の老朽化に伴う不具合を改良するための工事費の財源に過疎対策事業債を充たしたいため、事業内容に追加するものがございます。

区分9、集落の整備につきましては、かもめ団地の一部を地域活性化住宅として整備することから、こちらの事業費につきましても過疎対策事業債を充当財源としたいことから、文面と事業内容を追加するものがございます。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（門脇直樹君） これより議案第84号について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(門脇直樹君) 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第84号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(門脇直樹君) 異議なしと認めます。したがって、議案第84号は原案のとおり可決されました。

休憩いたします。午後1時より再開いたします。

午前11時51分 休 憩

午後0時59分 再 開

○議長(門脇直樹君) 午前に引き続き会議を再開いたします。

日程第12、議案第85号、物品の取得についてを議題とします。

当局の説明を求めます。内山防災まちづくり室長。

○防災まちづくり室長(内山直光君) 議案第85号についてご説明いたします。

議案第85号、物品の取得について。

八峰町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、下記のとおり議会の議決を求める。

契約の目的であります。感染防止プライバシー保護テント。

契約金額2,194万5,000円。うち取引に係る消費税及び地方消費税の額199万5,000円。

契約の相手方。住所、秋田県能代市能代町字中川原33-57、株式会社能代消防センター
代表取締役 川間政男。

支出項目。令和2年度八峰町一般会計、9款消防費、1項消防費、3目 災害対策費。

令和2年12月16日提出

八峰町長 森 田 新一郎

提案理由でございます。八峰町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、予定価格が700万円以上の動産に係る契約であり、議会の議決を要するためでございます。

入札の結果につきましては、タブレットの入札調に資料を載せてございますので、そ

ちらをご覧くださいと思います。

また、取得する感染防止プライバシー保護テントは、議案第85号説明資料に提出させていただいておりますのでご覧ください。

今回購入する感染防止プライバシー保護テントのサイズは、幅2m、長さ・奥行き2m、高さ1.8mで、屋根がない製品は多くありますが、今回はプライバシー保護テントということでメッシュつきの屋根つきのテントで、取り外しも可能となっております。直径85cmに折り畳み可能で、保管できる製品であります。購入数量は1,500個です。

説明は以上です。ご審議をよろしく願いいたします。

○議長（門脇直樹君） これより議案第85号について質疑を行います。質疑ありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。
これより討論を行います。討論ありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 討論がないようですので、討論を終わります。
これより議案第85号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 異議なしと認めます。したがって、議案第85号は原案のとおり可決されました。

日程第13、議案第86号、物品の取得についてを議題とします。

当局の説明を求めます。内山防災まちづくり室長。

○防災まちづくり室長（内山直光君） 議案第86号についてご説明いたします。

議案第86号、物品の取得について。

八峰町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、下記のとおり議会の議決を求める。

契約の目的であります。循環システム及び屋外シャワーキット一式。

契約金額1,268万9,600円。うち取引に係る消費税及び地方消費税の額115万3,600円。

契約の相手方。住所、東京都文京区本郷4-12-5、W O T A株式会社 代表取締役 前田瑤介。

支出項目 令和2年度八峰町一般会計。9款消防費、1項消防費、3目災害対策費。

令和2年12月16日提出

八峰町長 森 田 新一郎

提案理由でございます。八峰町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、予定価格が700万円以上の動産に係る契約であり、議会の議決を要するためでございます。

入札の結果につきましては、タブレットの入札調に資料を載せてございますので、そちらをご覧くださいと思います。

また、取得する水循環システム及び屋外シャワーキット一式は、議案第86号説明資料を提出させていただいておりますのでご覧ください。

大災害が発生した時、断水や停電の時も100ℓの水を確保すると、使った水を98%以上きれいにリサイクルする、水道要らずで使用した排水が出ない、停電時にも温水シャワーが可能となるA I水循環屋外シャワー一式です。購入予定数量は、男性用と女性用の2台です。

ご説明は以上です。ご審議をよろしくお願いいたします。

○議長（門脇直樹君） これより議案第86号について質疑を行います。質疑ありませんか。2番山本優人君。

○2番（山本優人君） 資料見てあんまりよく分からないので確認したいと思います。

これはバッテリーで駆動するものなのかということであって、この持ち運びそのものが人の手でバンっていうか積み込みできるのか、その辺。それと、先ほど質問するの忘れたけども、1,500の何だ、テント。あれ一度に買ってしまうということになるのかね。まあちょっと耐久年数的なもの、この辺、二、三点質問します。

○議長（門脇直樹君） ただいまの2番議員の質問に対し、答弁を求めます。内山防災まちづくり室長。

○防災まちづくり室長（内山直光君） 質問にお答えいたします。

1点目のバッテリーが必要かということですが、こちらは避難所の発電機で一応電力として使う予定でございます。100Vの電力で、商用電力じゃなくて、あくまでも避難所の発電機がありますので、そちらに繋いで使う製品でございます。

あと持ち運びについてですが、こちら写真のとおりテントとシャワー室とボックスとタンクとありますが、こちらは今年11月に五城目の方に東京のこの製品の会社が展示会ありまして、我々も見に行きまして、その中で一応2tダンプもしくはワゴン車で積ん

で運べる製品でございます。大体2人で30分ぐらいで設置して撤去もできる、そのような製品でございます。

あとは、1,500個ですが、先ほどのプライバシー保護テントですが、一応避難収用人数の関係もあって1,500個まず購入いたしますが、一気に1,500個購入する予定でございます。

耐用年数は、一応製品の会社に確認したら1年ということではあります、まあそれはあくまでも製品としてカタログに載せるよう表現でございまして、一応包装されてビニールに包んで段ボールで納品しますので、一応まず1年以上はもつ製品でございますので、まず5年ぐらいは使えるんじゃないかなと思っております。

以上です。

○議長（門脇直樹君） 2番山本優人君。

○2番（山本優人君） まあ前段のもう承認されたものなんであれだけども、あんまりに耐久年数、このこういうビニールシート的なものはね、ほとんど耐用年数短いんですよ。ですから年次ごとにこう取得していかないと、劣化が一度に来てしまって必要な時に数はあるけれども実際には使えないボロボロだという状況が、何回も我々農業者でも漁業者でも、保存しているシートがボロボロになって使えねえっていうことあるもんですよ。だからその辺、まあもう少し年次ごとにこう何だ、取得するような方法にした方がよいのではないかなと思うんですがね、その辺どうですか。

○議長（門脇直樹君） 当局の答弁を求めます。内山防災まちづくり室長。

○防災まちづくり室長（内山直光君） 一応1,500個の一応根拠といたしまして、指定避難所8カ所、まあ庁舎1カ所で、今回分散避難を考えておりまして、ファガスと峰栄館、10カ所の避難所の体育館、イベントホールの面積5,008㎡がありましたので、それでまあ一気に災害が起きた時に町民が一気に避難した場合に1,500個まず必要となりますので、それをまず今回一気に国の補助金を使いまして揃えたいということで提案いたしました。

以上です。

（「今後どうするか」と呼ぶ者あり）

○防災まちづくり室長（内山直光君） 今後について、八峰町の計画の収容人数5,840名とうたっておりますので、そちらでもまず今回4㎡で考えた場合に約2,000個ぐらい必要な感じにもなるんですが、今後についてまた、いろんな製品がまた出てきておりますので、これを含めてまた追加で購入したい場合は検討していきたいと思っております。

○議長（門脇直樹君） ほかに質疑ありませんか。8番菊地 薫君。

○8番（菊地 薫君） この件に関しては以前説明も受けたんですが、コロナ関連の予算でこれを措置するわけですよね。それで、実際ねコロナ対応ということで、まあ様々な学校関係やら何やら備蓄倉庫までいろいろ設備してるんですが、これってね、大変申し訳ないけども防災の形でまあこれが必要なのは分かります。ただ、コロナっていう捉え方すればね、どうも予算の消化ありきでね、何か導入してる感が否めないの。これコロナで、例えばコロナ対応でこのシャワーを使うとなれば、もう使えませんか、コロナ云々なった場合にはね。どうもそこら辺がね、予算は予算でいろんな設備するんですが、ひとつちょっと腑に落ちない、そういう思いがありますが、いかがですか。

○議長（門脇直樹君） ただいまの8番議員の質問に対し、答弁を求めます。日沼副町長。

○副町長（日沼一之君） ただいまの菊地議員のご質問にお答えします。

確かに予算、まあコロナ対応ということ、これを基本に考えております。でも、今でないと、またいつ起きるか分からない状態の中で準備できないものもあります。完全にこれで防げるということではないんですが、今、国・県からも示されている避難所対応、こういうのを踏まえながら、こういう機器を活用して、できるだけ感染対策をしながら避難対応にも応えていくと、こういう考えでございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（門脇直樹君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第86号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 異議なしと認めます。したがって、議案第86号は原案のとおり可決されました。

日程第14、議案第87号、公の施設の指定管理者の指定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。和平総務課長。

○総務課長（和平勇人君） 議案第87号についてご説明いたします。

議案第87号、公の施設の指定管理者の指定について。

八峰町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第5条の規定により、別紙のとおり集会施設の指定管理者を指定する。

令和2年12月16日提出

八峰町長 森 田 新一郎

1 指定管理者となる団体の所在地及び名称

山本郡八峰町水沢字大道下45番地8

大久保岱自治会

会長 田村利満

2 指定の期間

令和2年2月1日から令和6年3月31日

提案理由です。集会施設の指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

現在建設中の大久保岱地区コミュニティセンターの指定管理者について、大久保岱自治会を指定しようとするものでございます。

なお、指定の期間は、コミュニティセンターの工期が令和3年2月26日であることから、これに合わせて令和3年2月からとしております。

説明は以上でございます。よろしくご審議の上、ご承認いただきますようお願いいたします。

○議長（門脇直樹君） これより議案第87号について質疑を行います。質疑ありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。
これより討論を行います。討論ありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 討論がないようですので、討論を終わります。
これより議案第87号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 異議なしと認めます。したがって、議案第87号は原案のとおり可

決されました。

日程第15、議案第88号、損害賠償の和解についてを議題とします。

当局の説明を求めます。和平総務課長。

○総務課長（和平勇人君） 議案第88号についてご説明いたします。

議案第88号、損害賠償の和解について。

令和2年8月26日、八峰町峰浜塙字豊後長根32番地において、町の管理下にあるケヤキの大木から枝が折れて落下し、今井久美子が運転する走行車両のルーフを直撃し破損させた事故について、下記のとおり損害の賠償に関し和解するにつき、地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定により、議会の議決を求める。

令和2年12月16日提出

八峰町長 森 田 新一郎

1. 和解の内容

(1) 本件事故の損害賠償金の総額は、修繕料及びその他一切の費用を含め、金15万5,452円とする。

(2) 上記損害賠償金は八峰町が相手方の指定した修理業者に支払う。

(3) 和解の相手方が、八峰町に対して、本件に関し今後上記の金員を除き一切の請求をしない。

2. 和解の相手方、八峰町峰浜塙字塙63番地、今井久美子さん。

8月26日午後零時40分頃、町道大沢大野線を石川地区方向へ走行していた被害者運転の自動車が旧塙川子ども園入り口手前約100m地点にさしかかった時、町道に隣接した町有地内にあるケヤキの大木から長さ約2mの枯れ枝が折れて自動車のルーフの上に落下し、破損させたものでございます。町有地内にある樹木であることから、町に枯れ枝の伐採等の管理責任がありますので、賠償を行うものでございます。

なお、当該樹木については、さらなる被害発生を防ぐため、11月10日に伐採を行っております。

説明は以上でございます。よろしくご審議の上、ご承認いただきますようお願いいたします。

○議長（門脇直樹君） これより議案第88号について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(門脇直樹君) 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第88号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(門脇直樹君) 異議なしと認めます。したがって、議案第88号は原案のとおり可決されました。

日程第16、議案第89号、損害賠償の和解についてを議題とします。

当局の説明を求めます。和平総務課長。

○総務課長(和平勇人君) 議案第89号についてご説明いたします。

議案第89号、損害賠償の和解について。

令和2年9月3日、八峰町峰浜田中地内、町道田中中央線において、町が雇用している会計年度任用職員にエンジン式刈払機による草刈り作業を実施させた際、意図せず飛び石が発生し、伊藤一雄が運転する走行車両のリアガラスを破損させた事故について、下記のとおり損害の賠償に関し和解するにつき、地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定により、議会の議決を求める。

令和2年12月16日提出

八峰町長 森 田 新一郎

1. 和解の内容

(1) 本件事故の損害賠償金の総額は、修繕料及びその他一切の費用を含め、金7万6,318円とする。

(2) 上記損害賠償金は八峰町が相手方の修理業者に支払う。

(3) 和解の相手方が、八峰町に対して、本件に関し今後上記の金員を除き一切の請求をしない。

2. 和解の相手方、秋田市飯島長野中町9番地5、伊藤一雄さん。

9月3日午前9時30分頃、町道田中中央線の町道目名瀧大沢線との交差点から約150m国道寄りの地点で、建設課の会計年度任用職員4名が町道脇の雑草の草刈りをエンジン式刈払機で行っていたところ、町道を八峰中学校方向へ走行していた被害者運転の自動車を通りかかった際に意図せず飛び石が発生し、自動車のリアガラスを直撃し破損さ

せたものでございます。

事故当時、被害者運転の自動車のほかに走行中の自動車がなかったことや、現場の状況からほぼ間違いなく飛び石が原因と判断され、自動車が通過する際には作業を中断する等の配慮が必要であったにもかかわらず、作業上の指示を十分に行っていなかったため、町に責任があると判断し賠償を行うものでございます。

説明は以上でございます。よろしくご審議の上、ご承認いただきますようお願いいたします。

○議長（門脇直樹君） これより議案第89号について質疑を行います。質疑ありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第89号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 異議なしと認めます。したがって、議案第89号は原案のとおり可決されました。

日程第17、議案第90号、令和2年度八峰町一般会計補正予算（第5号）を議題とします。

当局の説明を求めます。日沼副町長。

○副町長（日沼一之君） 議案第90号についてご説明いたします。

議案第90号、令和2年度八峰町一般会計補正予算（第5号）。

令和2年度八峰町の一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによります。

歳入歳出予算補正、第1条では、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,475万5,000円を追加し、総額を75億1,852万4,000円とするものでございます。

第2条の地方債補正の変更につきましては、「第2表 地方債補正」に記載しております。

令和2年12月16日提出

八峰町長 森 田 新一郎

4ページをお開き願います。

このたびの地方債補正につきましては、過疎対策事業債のハード分が当初の借り入れ要望額より3割減となったことに伴い、峰浜地区統合子ども園建設事業と県営漁港負担金事業の一部充当財源を過疎対策事業債から合併特例債へ変更したことによるものでございます。

1、追加の内容につきましては、峰浜地区統合子ども園建設事業の一部7,180万円と県営漁港負担金事業の一部5,270万円を、合併特例債として追加補正するものでございます

2の変更の内容につきましては、過疎対策事業債のハード分が当初の借り入れ要望額より3割減額となったことに伴い、1億3,110万円を減額補正するものでございます。

1の追加の限度額が1億2,450万円、2、変更の補正後限度額の減額が1億3,110万円と一致しておりませんが、これにつきましては、過疎対策事業債が充当率100%に対し合併特例債は充当率が95%と、充当率の違いによるものでございます。

なお、詳細につきましては、12・13ページの21款町債に記載しております。

次に、歳入歳出の主な補正理由につきまして、事項別明細書8ページ以降をご覧くださいながら歳入歳出の順にご説明いたします。

8・9ページをお願いします。

14款国庫支出金1項国庫負担金1目民生費国庫負担金につきましては、令和元年度分の子どものための教育・保育給付費負担金を精算した結果、過年度分として追加交付される5万1,000円の追加補正でございます。14款国庫支出金2項国庫補助金1目総務費国庫補助金につきましては、特別定額給付金の精算に伴う減額補正でございます。細節16に記載しております給付事業費補助金につきましては、1人当たり10万円を給付しました分の精算に伴い、200万円を減額補正しております。細節17に記載しております給付事務費補助金につきましては、給付金の事務経費に係る分の精算に伴い、4,663万円の減額補正でございます。2目民生費国庫補助金につきましては、電算システムの改修費に係る国庫補助金の追加補正でございます。細節11に記載しております介護保険事業費補助金につきましては、介護報酬改定等に伴うシステム改修費分として88万円の追加補正でございます。細節17に記載しております高齢者医療制度円滑運営事業費補助金につきましては、住民税基礎控除の見直しに係る後期高齢者医療システム改修分として16万7,000円の追加補正でございます。

15款県支出金1項県負担金1目民生費県負担金につきましては、先ほど民生費国庫負

担金の所でもご説明いたしました、令和元年度分の子どものための教育・保育給付費負担金を精算した結果、過年度分として追加交付される県負担金分1万8,000円の追加補正でございます。15款県支出金2項県補助金1目総務費県補助金につきましては、令和元年10月から令和2年9月までの運行実績に対する路線バス維持費補助金の追加補正でございます。細節1の生活バス路線等維持費補助金は、岩館線に対するもので、補助率は対象経費の6分の1となっており、105万6,000円の追加補正でございます。細節2のマイタンバス費補助金は、大久保岱線に対するもので、補助率は対象経費の4分の1となっており、51万8,000円の追加補正でございます。

10・11ページをお開きください。

17款寄附金1項寄附金3目基金費寄附金につきましては、ふるさと八峰応援基金寄附金の追加補正でございます。ふるさと納税のポータルサイト「さとふる」を10月12日から、楽天ふるさと納税を10月26日からスタートさせたところ、これまでの「ふるさとチョイス」と同等の寄附金額が見込まれることから、1,200万円を追加補正するものでございます。

18款繰入金2項基金繰入金1目財政調整基金繰入金につきましては、今回の歳出予算に生薬栽培関連事業費を計上しております。以前に龍角散よりご寄附いただいている分を財源充当するもので、209万円の追加補正でございます。18款繰入金2項基金繰入金4目ふるさと八峰応援基金繰入金につきましては、ふるさと納税寄附金の追加が見込まれることから、細節1の特産品返礼分として444万円、細節2の事務費分として96万円の追加補正でございます。

19款繰越金につきましては、歳入歳出補正額全体額の調整のため、3,560万6,000円を追加補正するものでございます。

20款諸収入5項雑入6目雑入につきましては、先ほど議案第88号と第89号でご承認いただきました分の総合賠償補償保険金として23万2,000円の追加補正でございます。

12・13ページをお願いします。

21款町債1項町債につきましては、先ほど第2表、地方債補正の所でもご説明いたしましたが、過疎対策事業債のハード分が当初の借り入れ要望額より3割減額となったことに伴い、過疎対策事業債から合併特例債への充当財源の変更によるものでございます。また、過疎対策事業債につきましては充当率が100%であります、合併特例債につきましては充当率が95%でありますので、2目民生債の子ども園整備費事業債につきましては

は、峰浜統合子ども園建設事業分としまして過疎対策事業債分を7,560万円減額、合併特例債分を7,180万円追加し、合わせて380万円の減額補正でございます。3目農林水産業債の漁港整備事業債につきましても、同様に県営漁港負担事業分としまして、過疎対策事業債分を5,550万円減額、合併特例債分を5,270万円追加し、合わせて280万円の減額補正でございます。

続きまして歳出をご説明いたします。

14・15ページをお開きください。

今回の補正予算では、職員給与費につきましても予算補正を行っております。給与関係予算につきましては、一般会計と、この後議案提出される八峰町営診療所特別会計と合わせて1万9,000円の増額となっており、主な内容は、秋田県人事委員会の勧告に準拠し、先般11月26日の臨時議会において議決されました給与に関する条例等の改正に伴うものと会計年度任用職員の社会保険料に係るものとなっておりますので、個々の説明は省略させていただきます。

はじめに、2款総務費1項総務管理費についてご説明いたします。

1目一般管理費12節委託料につきましては、岩館地区防災コミュニティセンター建築工事基本設計業務委託料でございます。建設位置を確立させるための地盤調査等の周辺環境調査や施設の基本プラン等々といしまして、74万1,000円の追加補正でございます。21節補償、補填及び賠償金につきましては、先ほど議案第88号と第89号でご承認いただきました分、賠償金として23万2,000円の追加補正でございます。

16・17ページをお開きください。

6目企画費につきましては、先ほど歳入の所でもご説明しました特別定額給付金事業の精算に係る分と、路線バス維持費補助金に係る分のものでございます。3節職員手当等から18節負担金補助及び交付金につきましては、いずれも特別定額給付金事業の精算に係る分としての補正で、3節職員手当等につきましては、327万9,000円の減額補正、10節需用費につきましては、事務用品等の消耗品13万5,000円の減額補正でございます。11節役務費につきましては、郵送料等の役務費を26万6,000円、口座振込手数料17万5,000円、合わせて44万1,000円の減額補正でございます。12節委託料につきましては、特別定額給付金対応パッケージ導入業務委託料80万6,000円の減額補正でございます。18節負担金補助及び交付金につきましては、特別定額給付金200万円の減額のほか、令和元年10月から令和2年9月までの運行実績に対する路線バス維持費補助金分として、生活バス

費補助金361万3,000円、岩館線の運行負担額助成金225万9,000円をそれぞれ追加補正し、合わせて1,065万円の追加補正でございます。7目電子計算費につきましては、システム改修に係る追加補正でございます。12節委託料につきましては、健康管理システムを新型コロナウイルス感染症のワクチン完成後にワクチン接種に係る接種勧奨の個別通知作成機能の追加や予防システム台帳を改修するもので、47万3,000円を追加補正するものでございます。18節負担金補助及び交付金につきましては、高齢者医療制度の改正によるシステム改修費として84万円を、介護報酬の改正等によるシステム改修費として187万5,000円の合わせて271万5,000円の追加補正でございます。9目自治振興費につきましては、LED街路灯の修繕料として58万2,000円の追加補正でございます。11目地域情報化事業費につきましては、11月に入ってから岩館地区において地上デジタル放送の電波受信に問題が生じているために、原因究明の調査としての手数料30万5,000円の追加補正でございます。13目ふるさと納税管理費につきましては、10月からふるさと納税のポータルサイトを2社追加したところ、当初より寄附金が多く見込まれることから、ポータルサイトの利用手数料と決済手数料としまして役務費96万円の追加補正でございます。12節委託料につきましては、返礼品管理等一括代行業務委託料444万円の追加補正でございます。

18・19ページをお開きください。

3項戸籍住民基本台帳費1目戸籍住民基本台帳費につきましては、夜間等休日における戸籍関係書類の受付体制の整備に係る費用の追加補正でございます。11節役務費につきましては、提出した書類の紛失や届け出者の持ち帰りを防止するため、旧当直室の窓口を投函口つきの窓へ改装することと、届け出者が確実に持参したことを確認・証明するために赤外線カメラを設置する費用として20万5,000円を追加補正するものでございます。17節備品購入費につきましては、書類提出日時を特定するため、封筒に年月日と時刻を打刻するタイムスタンプの購入費として7万円の追加補正でございます。

次に、3款民生費についてご説明いたします。

18ページから21ページにつきましては、人件費に係る予算でありますので省略させていただきます。

22・23ページをお願いします。

2項児童福祉費1目児童福祉総務費22節償還金利子及び割引料につきましては、令和元年度における子ども・子育て支援交付金事業の精算に伴い、国・県支出金等過年度分

返還金として60万4,000円の追加補正でございます。2目子ども園費につきましては、歳入の21款町債の所でご説明いたしましたとおり、峰浜統合子ども園建設事業の充当財源を過疎対策事業債から合併特例債へ変更したことに伴い充当率も変更になることから、財源更生を行うものでございます。

次に、4款衛生費についてご説明いたします。

1項保健衛生費2目予防費につきましては、子育て世代包括支援センターの設置に伴う関連経費の追加補正でございます。10節需用費につきましては、子育て総合相談窓口PR用のリーフレットとポスター作成としての印刷製本費9万9,000円の追加補正でございます。11節役務費につきましては、通路や相談窓口に設置する案内サインの作成手数料として10万6,000円の追加補正でございます。17節備品購入費につきましては、相談時使用するテーブルセット8万1,000円と書類を入れる書庫25万6,000円の合わせて33万7,000円の追加補正でございます。4目保健センター管理費につきましては、需用費に自動ドア錠前と廊下ダウンライト電灯の修繕料といたしまして12万2,000円の追加補正でございます。7目町営診療所費につきましては、町営診療所のトイレ及び手洗い場の改修に伴う関連経費の追加補正でございます。12節委託料につきましては、設計管理業務委託料40万円の追加補正でございます。14節工事請負費につきましては、洋式便器5カ所と男子小便器1カ所、手洗い場4カ所の改修工事費350万円の追加補正でございます。

24・25ページをお願いします。

3項水道費1目水道施設費につきましては、水道事業会計の減額補正に伴う簡易水道事業会計補助金28万7,000円の減額補正でございます。

次に、6款農林水産業費についてご説明いたします。

1項農業費1目農業委員会費につきましては、12節委託料に農地利用状況の確認を行う上で必要となる調査用の図面作成の業務委託料54万3,000円の追加補正でございます。3目農業振興費につきましては、生薬栽培事業関連の追加補正でございます。令和3年度からキキョウの新規栽培面積を拡大することとしており、規模拡大に伴い育苗用のパイプハウス設置と種子精選機の導入が必要と考えております。10節消耗品費につきましては、雑草を防ぐシートの購入代として9万円の追加補正でございます。11節役務費については、パイプハウスの運搬・組立手数料として31万円の追加補正でございます。17節備品購入費につきましては、種子精選機の購入代として9万円の追加補正でございます。5目農地費につきましては、10月3日から大雨で、大槻野桑谷地内の水田において

農業用水路と法面が崩壊しております。町では、規模が小さく、国や県の補助事業の対象にならない自然災害の復旧事業に65%補助しております。現計予算の不足分として、町単農業農村整備事業補助金49万円の追加補正でございます。6目農業集落排水整備事業費につきましては、下水道事業会計の減額補正に伴う下水道事業会計補助金328万2,000円の減額補正でございます。

26・27ページをお開き願います。

中段の3項水産業費3目漁港建設費につきましては、歳入の21款町債の所でご説明しましたとおり、県営漁港事業負担金の充当財源を過疎対策事業債から合併特例債へ変更したことに伴い充当率も変更になりますので、財源更生を行うものでございます。4目漁業集落排水整備事業費につきましては、下水道事業会計の減額補正に伴う下水道事業会計補助金175万6,000円の減額補正でございます。

次に、7款商工費についてご説明いたします。

28・29ページをお願いします。

1項商工費5目ハタハタ館管理費につきましては、宿泊棟の膨張タンクの取り替えをはじめ、小便器センサー、冷却棟部品交換、給湯タンク配管等の修繕が必要なことから、修繕料280万円の追加補正でございます。

次に、8款土木費についてご説明いたします。

2項道路橋梁費1目道路維持費につきましては、これまで使用していましたが2tダンプを車検に出しましたところ、車体フレームが錆びにより腐食しており、現状のままでは車検に通らないことが判明いたしました。修繕費が100万円以上かかることや、修繕したとしてもこれからどの程度使用に耐えられるか不明なところもあり、結局買い換えた方がよいという判断で今回備品購入費700万円を追加補正するものでございます。

30・31ページをお開き願います。

4項下水道費1目下水道費につきましては、下水道事業会計の減額補正に伴い、下水道事業会計補助金154万7,000円の減額補正でございます。

次に、9款消防費についてご説明いたします。

32・33ページをお願いします。

1項消防費3目災害対策費につきましては、災害時の指定避難所となっている旧岩館小学校体育館が雨漏りしている状況でありますので、屋根の修繕のほか、フローリングの一部張り替え、観覧席の床及び母屋鉄骨の塗装が必要となりましたので、修繕料110

万円の追加補正でございます。

次の10款教育費につきましては、後ほど教育長から説明させていただきます。

次に、13款諸支出金についてご説明いたします。

36・37ページをお開き願います。

3項基金費8目ふるさと八峰応援基金費につきましては、歳入17款寄附金の所でもご説明いたしましたが、ふるさと納税のポータルサイト「さとふる」を10月12日から、楽天ふるさと納税を10月26日からスタートさせたところ、これまでの「ふるさとチョイス」と同等の寄附金額が見込まれることから、積立金1,200万円を追加補正するものでございます。

説明は以上でございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

それでは、教育委員会に関する補正を教育長からご説明をお願いします。

○議長（門脇直樹君） 川尻教育長。

○教育長（川尻茂樹君） それでは、10款教育費については私の方から説明させていただきます。

戻りまして、32ページ・33ページをお開きください。

1項教育総務費からページが飛んで6項保健体育費までの人件費に係る部分については、説明を省略させていただきます。

34ページ・35ページをお開きください。

5項社会教育費6目秋田県自然体験活動センター管理費10節需用費につきましては、バス1号車の修繕費の追加補正でございます。経年劣化により、このたび燃料タンク漏れをはじめ、エアコンガスパイプからの漏れ、排気ブレーキパイプからの漏れが確認されたため、修繕費40万円の追加補正でございます。

教育費については以上であります。よろしくをお願いします。

○議長（門脇直樹君） これより議案第90号について質疑を行います。質疑ありませんか。
5番須藤正人君。

○5番（須藤正人君） 15ページ、岩館地区防災センターの基本設計がここに予算に盛り込まれております。それは、岩館3自治会から前から出ていた防災センターのことだというふうに理解いたしました。これをね、この議会でポツと基本設計の予算にのりました。これは全協の時でも、この岩館地区にこういう要望があつてこういうものを造りたいと、旧小学校も雨漏りして今回100万円の修繕料が出ておりますが、そういう全協でも説明も

なくてここに、結構これお金かかるでしょう、これ。それをボツと載せる。どうも理解できないんですね。我々はある程度全協は開催しなくてもいいということを町に言いました。しかし、こういう大事なお金のかかるこういう事業をやるにあたって、一言も説明もなく基本設計をここに載せる。私は岩館地区ですから、これを何とかやってくださいということをお願いしてはきましたが、やはり議員みんなの理解を得ないという事業は進んでいかないということを考えた時に、皆さんにやはり説明する義務があるんじゃないでしょうか。まずそれを町長からお伺いしたい。

それから、まだあります。17ページ、路線バスの補助金。まあ巡回バスが試験運行いたしました。まあこれにもお金がかかると思います。補助金が1,000万円を超えております。そして学校の通学バスも1億円以上のお金がかかっております。この巡回バスに合わせて、このバスのお金を何とか削っていかうということを町長は考えていたんじゃないでしょうか。それがまあ巡回バス、今運行しましたが、このまま路線バスを続けて1,000万円、確かに6分の1、4分の1のその補助金はありますが、しかし大枚なお金が業者に流れている。そして通学バスの経費も随分かかっている。その全体のバスの運行、それはどうなっているのか、町長にお伺いしたいと思います。

○議長（門脇直樹君） ただいまの5番議員の質問に対し、答弁を求めます。森田町長。

○町長（森田新一郎君） 須藤議員の質問にお答えいたします。

まず、岩館のコミセンの部分、防災センターですけれども、まあこれは今回、腰山議員から今後のスケジュール等についてのご質問いただいております。ここの部分については、まあ第1回目の私と語る会、私と語る会が岩館第2自治会で行われました。その際にも質問出されて、私はまず子ども園が終わったら、子ども園がまずあるので、ここの部分の予算見てかなりきつからってというようなお話しました。で、子ども園終わったらここの部分については前向きに優先的に行いたいというふうな形で話してまして、今年度かかって、ここの部分については、公共施設等の管理計画の中にも小入川の消防小屋と、それから生活改善センターと、それから体育館の部分を合体した形でこう建設するっていうふうなそういう方針示されておりましたので、今年度、3自治会、岩館第1と第2の人方とも相談しながら、この事業をこういうふうな進めて来年度からやりましょうという話をしてきました。確かに須藤議員からいつもご指摘されてるんですが、私のこういう議会運営の部分について何となくいつもお叱りをいただいているんですが、こういう私自身はある程度のこの基本設計あれば全体の事業費とかそういう部分も

見込まれますので、まあそういう部分でお示しすればいいのかなと思ってあったんですけど、今こういうふうなご指摘をいただきますと、まあ全協も開催してあったわけですから、その場で説明しておけばよかったなというふうな形で反省をします。いつも全協で説明する部分がいつも後手後手に回って申し訳ありませんけれども、経営的には、まあ何とか子ども園終わった次の部分の優先順位として、岩館の防災コミセンの部分について新しく事業を進める方向でいきたいというふうな形で今回予算提案をさせていただきました。お叱りいただくのはごもっともですので、このことについては、いや、いつでもご指摘いただいて、その都度反省しながらやっていきたいと思えます。

それから、巡回バスですけど、ここの部分については、今現在、巡回バス自体が試行運転中です。で、基本的には2つの路線はそのまま運行しながら新しい公共交通システムを作ろうとしてますので、その部分ができるまでの間は今の形で、これは国・県・町の支援制度でありますので、この部分はあるまでの間はこういう形でいかざるを得ないというふうな形で思っています。できた暁の部分については、相手があることですので、私とすればバス事業者と連携、町とが連携した、そういうどこにもないようなそういう地域公共交通システムを作りたいというふうな形で考えておりますので、その中で大久保岱線と岩館線をどうするのか、そういう部分もバス事業者と相談しながらやっていきますので、その関係で岩館線、大久保線やらないというふうな話になれば、その部分ではこの補助金なくなりますけれども、現在巡回バス自体が試行運転の最中ですので、その部分の決着つくまではこの形でいかざるを得ないというふうなそういうことでございます。

○議長（門脇直樹君） 5番須藤正人君。

○5番（須藤正人君） 岩館地区の防災コミュニティセンターですが、町長の腹の中と腰山さんと私の腹の中は同じ考えで分かって理解してます。ほかの議員の皆さん分からないんです、この事業について。自治会から要望書が上がっているのも分からないんです。で、何のためにこの岩館地区にこの防災コミュニティセンターを建設するのか。その理由をまず議員の全協で、こういうことでこれを建てたいと。確かに旧岩館小学校もボロボロ、今の生活改善センターがあるあの施設ももうボロボロです。もう耐えられない状態。そこで万が一津波が来た時に逃げ場がないわけですね、岩館地区に。そのための防災センターを造ってほしいという要望があったはずです。だからそういうところから全協で皆さんに説明をして、給食の施設を更新する前に建てるんですから、建てたいと思っ

てるんでしょから、それを理解していただかないと駄目なわけですよ。だから前もって全協の中で、この防災コミュニティセンターを是非とも岩館地区に造りたいと、こういうことを説明していただかないと、皆さんの理解がないとできないんです。私と腰山さんが何とか造ってほしいと思っても、皆さんがオッケーをしてくれないとできないわけですよ。腰山さんの一般質問をとるようですが、ひとつ十分にそこを汲んでですね、全協で説明をしてほしいというふうに思います。

それと、どこにもない公共交通体系、非常に期待します。是非とも実現してください。よろしくをお願いします。

○議長（門脇直樹君） 答弁求めますか。

○5番（須藤正人君） はい。

○議長（門脇直樹君） 当局の答弁を求めます。森田町長。

○町長（森田新一郎君） 大変、全協の方で説明すべき案件だったというふうに思います。経緯等については、腰山議員の質問の中に答弁としてお答えさせていただきたいと思えます。

○5番（須藤正人君） それはそれでちゃんと私さしゃべってるんだから。

○町長（森田新一郎君） ええ。これを予算を落とすとかじゃなくて、何とかお認めいただきますようによろしくお願ひしたいと思えます。

○5番（須藤正人君） とにかく全協でちゃんと説明してください。

○町長（森田新一郎君） はい。今後そういうふうな形で気をつけます。

○議長（門脇直樹君） よろしいですか。

○5番（須藤正人君） はい。

○議長（門脇直樹君） 2番山本優人君。

○2番（山本優人君） 今、須藤議員が質問してしまったんですが、「防災」とつくコミュニティセンターというふうになると、今まであちこちに造ってきたコミセンと違いがなければならぬわけですよ。だからその違いが構造的に防災のための何かの施設が付随するという前提があつてしかるべき、その辺の構造的な違い、設備的な違い、その辺の説明が何にもないのでね、どういふものができるのというふうに疑問抱くわけですよ。その構造を提示して初めて、全体的に、ああ、こういうものがつくんだなということが分かるわけで、それが何もないままに、まず設計委託料という建物の建てるためのそういうふうなものの調査費用が必要だというふうに言われてもね、構想自体が何も分

からないままではなかなか納得できないなというふうに思うんですが、その辺、まあ今説明すれって言っても無理でしょうけども、後日ちゃんとした、今までのコミセンと「防災」がつくコミセンの違い、目的、そういうふうなところをちゃんとですね表して説明してもらいたいというふうに思いますが、いいですか。

○議長（門脇直樹君） 当局の答弁を求めます。森田町長。

○町長（森田新一郎君） 議員ご指摘のとおり、後日、今日このままご説明するわけにいきませんので、後日改めて経緯等も含めてご説明させていただきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（門脇直樹君） ほかに質疑ありませんか。11番皆川鉄也君。

○11番（皆川鉄也君） 今の岩館地区の話を私も今質問しようかなと思って手挙げたんですが、先に須藤さんが質問しましたので中身は理解をいたしました。まず、設計委託料、ここにボンと出てきますと、どういう建物ができるのか大体頭でイメージしてここに予算あがってるのかなというぐあいでも質問したいなと思ったんですが、まあ後ほどということでもございますので、後でまた詳しく教えていただければと思います。

それで、その下の電子計算費ですか、その中の委託料の中で健康管理システムの新型コロナウイルスの対応の業務委託料あがっておりますが、この業務内容についてもう少し詳しく具体的に教えていただければと思います。

○議長（門脇直樹君） 11番議員の質問に対し、答弁を求めます。堀江福祉保健課長。

○福祉保健課長（堀江広智君） ただいまの皆川議員の質問にお答えします。

このシステム改修の業務委託ですが、これはまだ中身については、どのようにするっていうの中身は来てません。ただ、このシステム改修に伴う委託料では、令和2年度で国で補助するというようなことは確定しておりますので、まずは委託料としてこのように載せております。中身はどのようなものになるのかは、ちょっとまだ私どもには来てませんので。

○議長（門脇直樹君） ほかに質疑ありませんか。11番皆川鉄也君。

○11番（皆川鉄也君） 重ねて質問させていただきます。私も明日、この件でちょっと一般質問してみたいなと思ってましたので、どういう内容で業務が委託されるのか、今ちょっと興味をもってお聞きしたところですが、いずれ国の方から具体的な対策の方針なりが示されないと、こちらの方でも動きようがないということだろうと思うんですが、それはそれで構いませんが、ただやはり今このくらい感染者が増えておりますし、いつ

どういうことが起きるかも分かりません。まして、諸外国の方ではもうワクチンの投与も始まっておりまして、来年になれば我が日本もワクチン投与できるかなというような淡い期待も持ってるわけではありますが、そういった際の健康管理システムの業務委託なのかですね、そこら付近が分かればですね一般質問もちょっとしやすくなるなどと思って今お聞きしたところですが、まあそういうようなことであれば致し方ないと思いますが、いずれ具体的にになったら何らかの形で周知方お願いできればなというぐあいに思います。

○議長（門脇直樹君） 当局の答弁を求めます。堀江福祉保健課長。

○福祉保健課長（堀江広智君） 皆川議員の質問なんですけど、先ほど来話してはいますが、まず中身についてはまだ不明だということですが、18日ですね、国と県と各町村のオンラインで会議を開催するという、中身についてですね開催するというような日程もありますので、その後、各町村で対応するという事になっていきますので、その後、分かり次第ご報告いたしたいと思います。

○副町長（日沼一之君） ちょっといいですか。

○議長（門脇直樹君） 日沼副町長。

○副町長（日沼一之君） ただいまの皆川議員のご質問に、ちょっと本来の目的ですね、この部分だけ。

詳しくは今課長言ったように来てないんですけども、まず新型コロナウイルスのワクチン完成後に全住民に接種すると、こういうまず根底が狙いあるようです。そのために全住民に接種を行ってもらうために必要となるシステム改修ということで、ワクチン接種に係る個別通知作成、そして接種を勧めると、勧奨ですね、住民単位で管理する必要があるんだと、こういうシステムということで、補助金とかどういふふうになるかっていうのはまだ詳しく、今の課長のとおりです。目的はこのための改修だそうです。とりあえずやりなさいと、準備しなさいと、こういうことです。

○議長（門脇直樹君） ほかに質疑ありませんか。10番芦崎達美君。

○10番（芦崎達美君） 29ページの2tダンプの購入費、もう一点、35ページのバスの修繕費というふうにあがっておりますが、いずれもそれぞれ何年頃、何年になりましたか、買って。もし分かれば。

○議長（門脇直樹君） 10番議員の質問に対し、答弁を求めます。石嶋建設課長。

○建設課長（石嶋勝比古君） ただいまの芦崎議員のご質問に、2tダンプに関してお答

えいたします。

平成21年に購入してまして、11年目を迎えたところでございます。

○10番（芦崎達美君） もう一点、バス。

○議長（門脇直樹君） バスは、山内白神体験センター所長。

○あきた白神体験センター所長（山内 章君） 芦崎議員の質問にお答えいたします。

当バス1号車、町バスでございます。平成19年7月に取得しております。まあ走行距離の方がまだ9万くらいしか走っておらないため、まず修繕で対応したいという形で考えております。

以上です。

○10番（芦崎達美君） はい、了解。

○議長（門脇直樹君） ほかに質疑ありませんか。4番腰山良悦君。

○4番（腰山良悦君） 岩館の防災コミュニティセンターについて、15ページの防災コミュニティセンターについて一言言わせていただきます。

念願のあれでありました、要望でありましたこの件についてですが、大枠についてはですね分かっておるわけなんです、詳細については、要するに地域との話し合いといえますか、そういうあれがこれまで町長が語る会であれしたそれだけじゃないかと記憶しております。地域との住民との話し合いの場というのは、私の記憶では1回も2回もその後なかったように思っております。やはりそういうあれが、やって初めて、こういうぐあいに設計料、中身がある程度住民に知らされて、それから設計料を計上するのが普通であると思うんですけども、その点1点だけ。後でまた明日詳しく質問しますけども、1点だけ今説明してください。

○議長（門脇直樹君） ただいまの4番議員の質問に対し、答弁を求めます。和平総務課長。

○総務課長（和平勇人君） ただいまの腰山議員のご質問にお答えいたします。

自治会との協議の場ということでございましたが、月日まであれですが、10月に岩館第1、第2自治会の会長さんと改善センターで、これからの流れということで全体の概略の説明と、それからこの基本設計を行いたいということ、それからこの基本設計の中で自治会と協議をもちたいということをお話しておるところであります。

○議長（門脇直樹君） ほかに質疑ありませんか。7番見上政子さん。

○7番（見上政子さん） 私は保健衛生費のことでちょっとお伺いいたします。

まず1つに、保健衛生費の4目の……。

○議長（門脇直樹君） 何ページですか。

○7番（見上政子さん） 23ページ、22ページ・23ページ、修繕費、保健センターの修繕費は何でしょうか。まああそこ、浜側から見るとファガスを含めて非常にボロボロに、鉄のものはもうほとんどもうボロボロになって大変な状態になってますけども、保健センターはどこが修繕されるのでしょうか。

それとあと、その下の町営診療所、トイレの工事ですけれども、これは町営診療所ですので歯科診療所じゃないですよ。町営診療所。私もトイレ利用したことあるんですけども、これはどのようにこう改善されて、まあ350万円ですけれども、それに対する委託料が40万円もとられるのかなって。350万円に対して40万円も委託料とられるのかなっていうところがあります。どのようなものなんでしょうか、お願いします。

○議長（門脇直樹君） ただいまの7番議員の質問に対し、答弁を求めます。堀江福祉保健課長。

○福祉保健課長（堀江広智君） ただいまの見上議員の質問にお答えいたします。

まず最初の修繕料の12万3,000円ですか、これは保健センターのですねダウンライト、照明をLEDに変えるというような修繕で、あの、ことであります。

それから、その下のですね、あ、その次のですね診療所のトイレの委託料ですけども、改修の中身は男子トイレ、女子トイレ、それから職員トイレ、全部和式から洋式に変えるというような、全面的にトイレを改修するというようなことなので、現在それこそ和式なんです。それで洋式に変えるというような、大々的に変わることになりますので、それと今、車椅子対応の便器はちゃんと洋式なんですけども、それもまあ古くなっているということで、そこら辺を改修するという関係で設計がこのようになってます。それとあと手洗いが自動の水洗、自動で出る水ですね。あと石鹸と、そういう水回りを改修するということでもありますので、このようになりました。

以上です。

○議長（門脇直樹君） 委託料。

○福祉保健課長（堀江広智君） 委託料は、それに関する350万円の工事費プラスですね、何ていいますか、図面をですね直せば直したとおりに、直した、図面を直すというようなことがありますんで、そういう関係もあってちょっと設計の部分が出てきました。

○議長（門脇直樹君） ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(門脇直樹君) ほかに質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(門脇直樹君) 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第90号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(門脇直樹君) 異議なしと認めます。したがって、議案第90号は原案のとおり可決されました。

換気のため、5分間休憩します。23分より再開します。

午後 2時18分 休 憩

.....
午後 2時24分 再 開

○議長(門脇直樹君) 会議を再開いたします。

日程第18、議案第91号、令和2年度八峰町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算(第1号)を議題とします。

当局の説明を求めます。堀江福祉保健課長。

○福祉保健課長(堀江広智君) 議案第91号についてご説明いたします。

令和2年度八峰町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算(第1号)。

令和2年度八峰町の国民健康保険事業勘定特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによります。

歳入歳出予算の補正

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億6,291万5,000円とする。

令和2年12月16日提出

八峰町長 森 田 新一郎

6ページ・7ページをご覧ください。

歳入になります。

7款繰越金1項繰越金1目前年度繰越金1節前年度繰越金に6万6,000円を追加するも

のであります。これは、歳出のシステム改修費委託料分であります。また、令和3年度の特別調整交付金で対応するため、今年度の繰越金とするものであります。

次の8ページ・9ページをご覧ください。

歳出になります。

1款総務費1項総務管理費1目一般管理費12節委託料の6万6,000円の追加は、新型コロナウイルス関係及びマイナンバー関係の帳票等を全国統一した様式にするためのシステムを改修するためであります。

以上、ご審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（門脇直樹君） これより議案第91号について質疑を行います。質疑ありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第91号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 異議なしと認めます。したがって、議案第91号は原案のとおり可決されました。

日程第19、議案第92号、令和2年度八峰町介護保険事業勘定特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

当局の説明を求めます。堀江福祉保健課長。

○福祉保健課長（堀江広智君） 議案第92号についてご説明いたします。

令和2年度八峰町介護保険事業勘定特別会計補正予算（第3号）。

令和2年度八峰町の介護保険事業勘定特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによります。

歳入歳出予算の補正

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,761万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ13億8,051万1,000円とする。

令和2年12月16日提出

6 ページ・7 ページをご覧ください。

歳入になります。

3 款国庫支出金 1 項国庫支出金 1 目介護給付費負担金 1 節現年度分に658万3,000円を追加するものです。これは、歳出見込み額の増に伴うものです。3 款国庫支出金 2 項国庫補助金 1 目調整交付金 1 節現年度分調整交付金に318万7,000円を追加するものです。これも歳出見込み額の増に伴うものであります。ちなみに、調整交付金の調整率は0.915であります。4 目保険者機能強化推進交付金 1 節現年度分の33万円の追加です。これは、交付申請額が増えたことによります。5 目介護保険保険者努力支援交付金 1 節現年度分の107万5,000円の追加は、令和 2 年度に新たに創設された交付金であります。

4 款支払基金交付金 1 項支払基金交付金 1 目介護給付費負担金 1 節現年度分の1,044万9,000円の増は、支出見込み額の増によるものであります。

5 款県支出金 1 項県負担金 1 目介護給付費負担金 1 節現年度分599万5,000円の追加は、支出見込み額の増によるものであります。

次の 8 ページ・9 ページをご覧ください。

歳出になります。

2 款保険給付費 1 項介護サービス等諸費 3 目地域密着型介護サービス給付費18節負担金補助及び交付金、細節 1 負担金、地域密着型介護サービス給付費負担金940万7,000円の追加は、事業費増が見込まれるためであります。5 目施設介護サービス給付費18節負担金補助及び交付金、細節 1 負担金、施設介護サービス給付費負担金1,806万2,000円の追加は、給付の増加が見込まれるためであります。8 目居宅介護住宅改修費18節負担金補助及び交付金、細節 1 負担金、居宅介護住宅改修費負担金54万円の追加は、住宅改修費が増えたことによります。ちなみに、昨年度の実績 5 件、現在、今のところ 7 件が来ておりますので、その点で追加するものであります。2 款保険給付費 2 項介護予防サービス等諸費 3 目地域密着型介護予防サービス給付費18節負担金補助及び交付金、細節 1 負担金、地域密着介護予防サービス給付費負担金235万9,000円の追加は、給付の増が見込まれるためであります。2 款保険給付費 4 項高額介護サービス等費 1 目高額介護サービス等費18節負担金補助及び交付金、細節 1 負担金、高額介護サービス費負担金325万4,000円の追加は、施設入所者の増によるものであります。

10 ページ・11 ページをご覧ください。

2 款保険給付費 5 項特定入所者サービス等費 1 目特定入所者介護サービス費18節負担金補助及び交付金、細節 1 負担金、特定入所者介護サービス費負担金507万8,000円の追加は、低所得の施設入所者の増加によるものであります。

5 款地域支援事業費 1 項介護予防生活支援サービス事業費 1 目介護予防生活支援サービス事業費23万8,000円及び 3 項包括的支援事業・任意事業費 1 目包括的支援事業費116万7,000円については、財源を一般財源から国・県支出金に財源補正するものであります。

12ページ・13ページをご覧ください。

8 款予備費 1 項予備費 1 目予備費28節予備費1,108万1,000円の減は、歳入歳出調整のための減であります。

以上のとおり、全て給付費、事業費の増額が見込まれるための補正であります。

ご審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（門脇直樹君） これより議案第92号について質疑を行います。質疑ありませんか。
3 番奈良聡子さん。

○3 番（奈良聡子さん） ちょっと耳慣れない言葉が出てきたので教えていただきたいんですけど、6 ページ、2 項 5 目の介護保険保険者努力支援交付金、これは今年度新しくできた制度だそうなんですけども、項目だそうなんですけど、これちょっとどういう性格のものなのか、あと、どういうふうに算定、この額が算定されるのか、その辺ちょっと教えてください。

○議長（門脇直樹君） ただいまの 3 番議員の質問に対し、答弁を求めます。堀江福祉保健課長。

○福祉保健課長（堀江広智君） ちょっと私もそこら辺ちょっと今確認しないと正確な強こと言えませんので、後ほど答えてよろしいですか。すみません。

○議長（門脇直樹君） 3 番議員よろしいですか。

○3 番（奈良聡子さん） はい。

○議長（門脇直樹君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） ほかに質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第92号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(門脇直樹君) 異議なしと認めます。したがって、議案第92号は原案のとおり可決されました。

日程第20、議案第93号、令和2年度八峰町営診療所特別会計補正予算(第3号)を議題とします。

当局の説明を求めます。堀江福祉保健課長。

○福祉保健課長(堀江広智君) 議案第93号についてご説明いたします。

令和2年度八峰町営診療所特別会計補正予算(第3号)。

令和2年度八峰町営診療所特別会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによります。

歳入歳出予算の補正

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ44万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8,100万6,000円とする。

令和2年12月16日提出

八峰町長 森 田 新一郎

6ページ・7ページをご覧ください。

歳入になります。

4款繰越金1項繰越金1目繰越金1節前年度繰越金に44万5,000円を追加するものです。これは、歳出の診療所の備品購入等の分であります。

次の8ページ・9ページをご覧ください。

歳出になります。

1款総務費1項施設管理費1目医科一般管理費3節職員手当等の2万2,000円の減は、期末手当で職員の人事院勧告による減額分であります。4節共済費、細節3共済組合負担金4,000円の減も、同じく人事院勧告による減額分であります。17節備品購入費の47万1,000円の追加は、待合室のエアコン2台の購入費の増と、非接触検温器を総務課で一括発注したことによる差額分17万9,000円の減であります。エアコンは空気清浄器機能付きのものであります。現在のエアコンは2005年製のものでありまして、15年前のものとなっておりますので、今回更新するということになりました。

以上、ご審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（門脇直樹君） これより議案第93号について質疑を行います。質疑ありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。
これより討論を行います。討論ありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 討論がないようですので、討論を終わります。
これより議案第93号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり可決すること
にご異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 異議なしと認めます。したがって、議案第93号は原案のとおり可
決されました。

日程第21、議案第94号、令和2年度八峰町営簡易水道事業会計補正予算（第1号）を
議題とします。

当局の説明を求めます。石嶋建設課長。

○建設課長（石嶋勝比古君） 議案第94号をご説明いたします。

議案第94号、令和2年度八峰町営簡易水道事業会計補正予算（第1号）。

総則。

第1条、令和2年度八峰町簡易水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めると
ころによる。

収益的収入及び支出の補正。

第2条、令和2年度八峰町簡易水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入および支
出の予定額を次のとおり補正する。

収入支出の詳細は後ほどご説明させていただきます。

特例的収入及び支出の補正。

第3条、予算第4条の2中、「316万2,000円及び142万6,000円」を「347万7,000円及
び204万9,000円」に改める。

議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正。

第4条、予算第8条中「2,066万9,000円」を「2,038万2,000円」に改める。

他会計からの補助金の補正。

第5条、予算第9条中「7,464万9,000円」を「7,436万2,000円」に改める。

令和2年12月16日提出

八峰町長 森 田 新一郎

1 ページ飛ばして3枚目のページをお願いいたします。

令和2年度八峰町簡易水道事業会計補正予算（第1号）実施計画。

収益的収入及び支出。

収入であります。1款事業収益2項営業外収益2目の補助金、これは一般会計からの補助金ですが、支出に伴った収入で28万7,000円の減です。今回のこの実施計画の補正については、給与の条例改正等に伴う補正のみであります。

支出についてですけれども、1款水道事業費用1項営業費用3目総係費、補正額として19万2,000円、3人分の手当分を減額補正するものであります。3項特別損失2目その他特別損失9万5,000円の減、これは3月末で特別会計が打ち切り決算となったため、手当の過年度分に当たる金額を減額するものであります。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（門脇直樹君） これより議案第94号について質疑を行います。質疑ありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第94号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 異議なしと認めます。したがって、議案第94号は原案のとおり可決されました。

日程第22、議案第95号、令和2年度八峰町下水道会計補正予算（第1号）を議題とします。

当局の説明を求めます。石嶋建設課長。

○建設課長（石嶋勝比古君） 議案第95号をご説明いたします。

議案第95号、令和2年度八峰町下水道事業会計補正予算（第1号）。

総則。

第1条、令和2年度八峰町下水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

収益的収入及び支出の補正。

第2条、令和2年度八峰町下水道事業会計予算第3条を定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

会計としましては、特定環境保全公共下水道事業及び農業集落排水事業並びに漁業集落排水事業、これを一本にまとめた形で事業会計が進められております。この内容については、後ほど詳細を説明させていただきます。

次のページをお願いいたします。

特例的収入及び支出の補正。

第3条、予算第4条の2中「393万1,000円及び598万5,000円」を「213万6,000円及び767万3,000円」に改める。

議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正。

第4条、予算第8条中「2,378万1,000円」を「1,719万6,000円」に改める。

他会計からの補助金の補正。

第5条、予算第9条中「2億1,131万9,000円」を「2億473万4,000円」に改める。

令和2年12月16日提出

八峰町長 森 田 新一郎

1ページを飛ばして3枚目のページをお願いいたします。

令和2年度八峰町下水道事業会計補正予算（第1号）実施計画。

収益的収入及び支出。

こちらについても、今回人事異動及び職員の給与に関する条例の改定に伴う補正であります。

収入については、1款の特定環境保全公共下水道事業の収益外収益、これが154万7,000円の減、1名分です。それから、2款の農業集落排水事業収益、営業外収益、こちらも1名分、328万2,000円の減額。3、漁業集落排水事業収益、こちらも営業外収益として175万6,000円の減額です。

支出についてですけれども、特環の特定環境保全公共下水道事業の費用ですが、営業費用として総係費145万2,000円の減額です。

次のページをお願いします。

同じく特定損失として、その他特別損失を9万5,000円減額します。農業集落排水事業費用ですけれども、営業収益として総係費297万5,000円を減額します。それから、同じく特定損失、2目その他特別損失を30万7,000円減額です。3款漁業集落排水事業費用1項営業収益3目総係費155万7,000円を減額。同じく特別損失、その他特別損失19万9,000円を減額するものでございます。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（門脇直樹君） これより議案第95号について質疑を行います。質疑ありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第95号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 異議なしと認めます。したがって、議案第95号は原案のとおり可決されました。

日程第23、陳情第8号、安全・安心の医療・介護の実現と、国民のいのちと健康を守るため、国に意見書提出を求める陳情についてを議題とします。

内容の朗読を省略します。

お諮りします。本案は、八峰町議会会議規則第91条第1項の規定により総務民生常任委員会に付託したいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 異議なしと認めます。したがって、陳情第8号は総務民生常任委員会に付託することに決定いたしました。

日程第24、陳情第9号、75歳以上医療費窓口負担2割化の中止を求める国への意見書提出の陳情についてを議題とします。

内容の朗読を省略します。

お諮りします。本案は、八峰町議会会議規則第91条第1項の規定により総務民生常任

委員会に付託したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（門脇直樹君） 異議なしと認めます。したがって、陳情第9号は総務民生常任委員会に付託することに決定いたしました。

日程第25、陳情第10号、「新型コロナ対策を強化し、安心して介護を継続できるようにするために介護施策の改善を国に求める」意見書提出の陳情についてを議題とします。

内容の朗読を省略します。

お諮りします。本案は、八峰町議会会議規則第91条第1項の規定により総務民生常任委員会に付託したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（門脇直樹君） 異議なしと認めます。したがって、陳情第10号は総務民生常任委員会に付託することに決定いたしました。

日程第26、陳情第11号、「新型コロナウイルス感染症を教訓に感染症対策を含めた地域医療構想に見直しすること」を国に求める意見書提出の陳情についてを議題とします。

内容の朗読を省略します。

お諮りします。本案は、八峰町議会会議規則第91条第1項の規定により総務民生常任委員会に付託したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（門脇直樹君） 異議なしと認めます。したがって、陳情第11号は総務民生常任委員会に付託することに決定いたしました。

これで本日の日程は全部終了しました。

本日の会議を閉じます。

なお、次回の本会議は、12月17日午前10時より開会し、一般質問を行います。

これにて散会します。ご苦労様でした。

午後 2時52分 散 会

署 名

上記会議の次第を記載し、これに相違ないことを証明するためここに署名する。

八峰町議会議長 門 脇 直 樹

同 署名議員 9番 笠 原 吉 範

同 署名議員 10番 芦 崎 達 美

同 署名議員 11番 皆 川 鉄 也